資料（4）

(R1.10.30 時点)

久留米市新総合計画

第４次基本計画

〔令和２年度～令和７年度〕

（　原案　）

―　目次　―

総論

第１章　基本計画の概要

１　目的　…………………………………………2
２　性格　…………………………………………2
３　期間　…………………………………………2
４　計画期間の位置づけ　…………………………2
５　区域　…………………………………………3
６　目標人口　……………………………………3
７　進行管理　……………………………………3
８　構成　…………………………………………3

第２章　久留米市の現状

１　人口　…………………………………………4
２　経済　…………………………………………6
３　財政　…………………………………………8

第３章　基本計画の考え方

１　持続可能な都市づくりの推進　………………10
２　都市づくりの基本的視点　……………………10
３　施策体系図　…………………………………14

第４章　都市づくりの目標

１　総合成果指標　………………………………16
２　都市の姿指標　………………………………17

各論

第１章　誇りがもてる美しい都市 久留米

第１節　四季と歴史が見えるまち ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
第２節　快適な都市生活を支えるまち ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
第３節　外で活動したくなるまち ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
第４節　環境を育み共生するまち ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

第２章　市民一人ひとりが輝く都市 久留米

第１節　人権の尊重と男女共同参画が確立されたまち ・・・・・・・・・ 32
第２節　安全で安心して暮らせるまち ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
第３節　心豊かな市民生活を創造するまち ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
第４節　多様な市民活動が連帯するまち ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
第５節　子どもの笑顔があふれるまち ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
第６節　健康で生きがいがもてるまち ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
第７節　お互いのやさしさと思いやりの見えるまち ・・・・・・・・・・・ 48

第３章　活力あふれる中核都市 久留米

第１節　知恵と技術を創造するまち ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
第２節　アジアに開かれたまち ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
第３節　人と情報が行き交うにぎわいのあるまち ・・・・・・・・・・・・・ 58
第４節　拠点都市の役割を果たすまち ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60

第４章　基本計画推進に当たって

第１節　協働によって築かれるまち ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
第２節　機能的でコンパクトな行政経営を進めるまち ・・・・・・・・・ 66

土地利用計画

第１節　土地利用に関する基本方針　…………………………69
第２節　土地の利用区分ごとの規模の目標及び地域別の概要　‥72
第３節　目標を達成するための重点的な取組　………………75

総　論

基本計画の総論

第１章　基本計画の概要

１　目的

久留米市は、平成１２年（２０００年）に２１世紀における都市づくりの指針となる「久留米市新総合計画基本構想」を策定しました。この基本構想は、「水と緑の人間都市」を都市づくりの基本理念に、「誇りが持てる美しい都市 久留米」、「市民一人ひとりが輝く都市 久留米」、「活力あふれる中核都市 久留米」の３つの都市像を目指す都市の姿として掲げ、戦略性と協働性を基本視点とした都市づくりを総合的に進めていくこととしています。

基本計画は、この都市の姿の実現に向けて、中期的に取り組む基本的な施策を体系的に示したもので、久留米市の都市づくりの基盤となる計画として策定するものです。

２　性格

これからの都市づくりは、市民、事業者、団体、行政などが、それぞれの役割と責任のもとで協働して取り組む必要があります。基本計画は、そのための指針となるもので、各主体が協働して取り組む、都市づくりの地域社会計画です。

３　期間

基本計画の計画期間は、令和２年度（２０２０年度）から、基本構想の目標年次である令和７年度（２０２５年度）までの６年間とします。

４　計画期間の位置づけ

久留米市は、平成１７年（２００５年）２月の広域合併からの１０年間を「新たな躍動への始動期」と位置づけた第２次基本計画を推進し、平成２７年度（２０１５年度）からの５年間を「新たな躍動への実践期」として、第３次基本計画のもとに市政の着実な発展に取り組んできました。

第４次基本計画は、基本構想に掲げる目指す都市の姿の実現に向けた集大成の期間であるとともに、時代潮流の変化を的確に捉えた都市づくりを推進し、市民と行政が協働して次の時代へ歩みだす、「新たな時代への飛躍」の期間と位置づけます。

5　区域

基本計画の対象とする区域は、久留米市の行政区域を基本とします。ただし、県南の中核都市としての役割も担うことから、広域的視点を持って計画を策定し、推進します。

6　目標人口

基本計画の策定及び推進にあたっては、令和７年度（２０２５年度）の推計人口※（住民基本台帳ベース）約２９万８千人を基本に、計画に掲げた様々な施策の実施による効果や現在の基本構想の目標人口を考慮し、令和７年度（２０２５年度）末の人口を３０万人（住民基本台帳）と設定します。

※推計人口：住民基本台帳における久留米市の近年の動向を加味して、人口の将来推計を実施（令和元年度、最新データにて置換予定)。

7　進行管理

（１）政策評価制度

基本構想に基づいた都市づくりの状況について点検・評価し、その結果を次の施策や事業等の企画立案・実施に適切に反映するとともに、その内容を広く市民と共有し、協働のまちづくりの具体化を図るための進行管理システムとして、政策評価制度に取り組みます。

政策評価制度は、目指す都市の姿の実現状況を点検するための「まちづくり評価」と、具体的な事務事業の取組状況や成果を評価する「事業評価」により運用します。

（２）事業計画

基本計画で示す施策を、行政が具体的に実施する計画として、財政状況を踏まえた事業計画を策定します。事業計画の期間は、前期３年、後期３年とし、必要に応じて見直しを行います。

8　構成

基本計画は、計画の全体像や都市づくりの目標を示す「総論」と、目指す都市の姿を実現する施策などを示す「各論」により構成します。

第２章　久留米市の現状

１　人口

（１）総人口の推移

久留米市の総人口は、平成２４年（２０１２年）以降、増加基調が続いていましたが、平成２９年（２０１７年）に減少に転じています。このような中、７年連続で増加する外国人人口が、総人口の１％を超え、特徴的な動きとなっています。

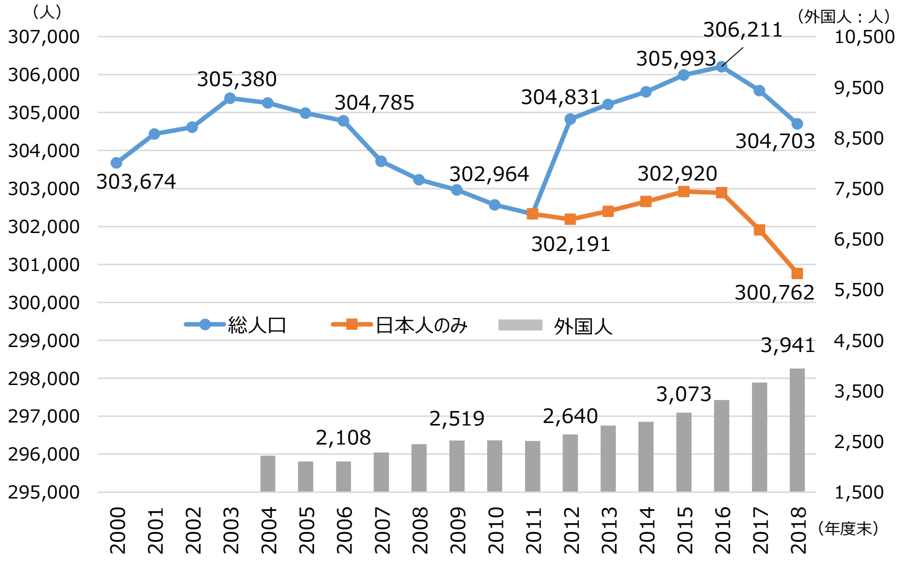

資料）久留米市住民基本台帳人口

注）外国人は、平成 17 年（2005 年）２月の合併以降の人口を記載

注）平成 24 年度（2012 年度）に、住民基本台帳法の改正に伴い、外国人を加算

（２）人口構成比の推移

０歳から１４歳までの年少人口と地域経済の担い手になる１５歳から６４歳までの生産年齢人口が減少する一方で、６５歳以上の老年人口は増加しており、平成３０年（２０１８年）の高齢化率は２６．８％に上昇しています。

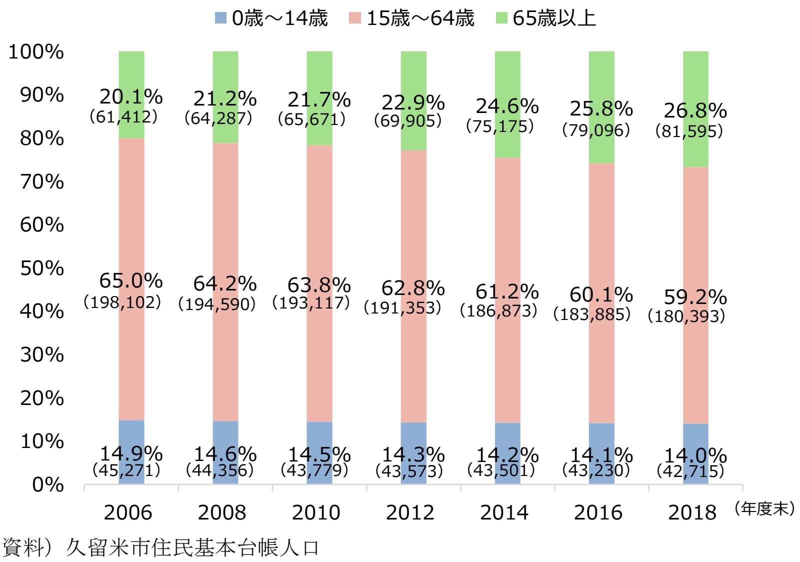

資料）久留米市住民基本台帳人口

注）（ ）中は人数

（３）自然動態（出生者数と死亡者数の差）の推移

横ばい傾向が続いていた出生数が減少傾向に転じる一方で、死亡数は増加傾向が続いており、平成２３年（２０１１年）に死亡数が出生数を上回って以降、その差が拡大しています。

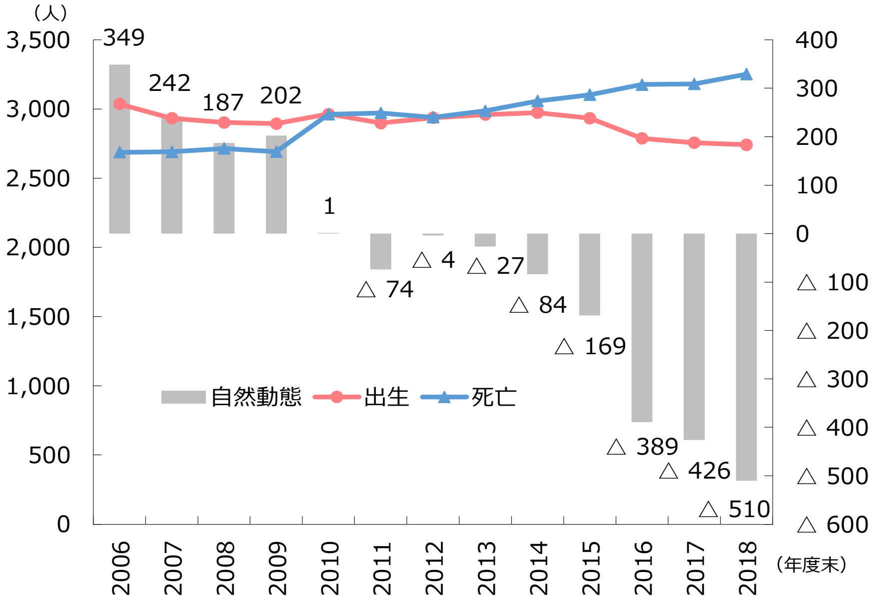

資料）久留米市住民基本台帳人口

（４）社会動態（転入者数と転出者数の差）の推移

平成２５年（２０１３年）以降、４年連続で転入者が転出者を上回る転入超過の状態が続いていましたが、平成２９年（２０１７年）に再び転出超過に転じています。

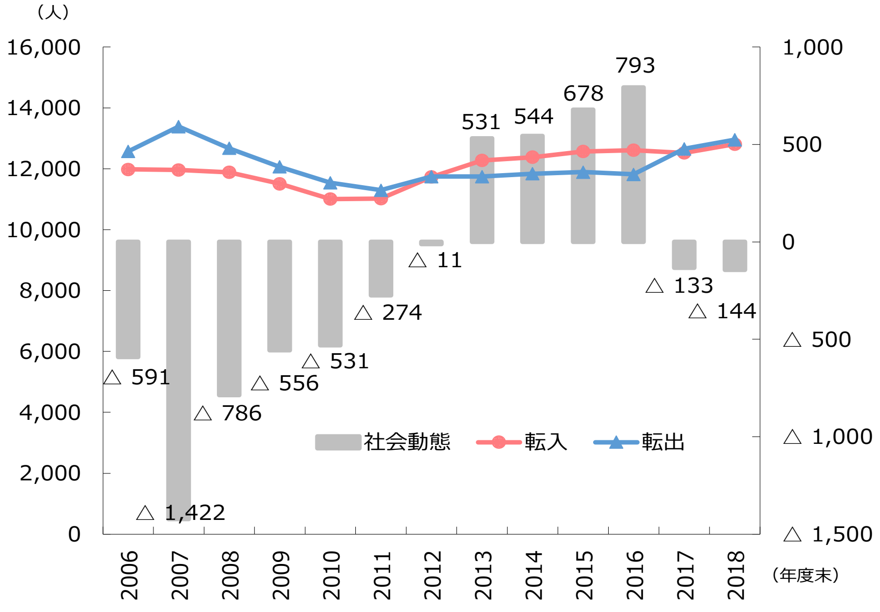

資料）久留米市住民基本台帳人口

2　経済

（１）総生産額の推移

久留米市の総生産額は、東日本大震災の影響を受けて、平成２３年度（２０１１年度）に大きく低下した後、増加傾向にあり、平成２８年度（２０１６年度）には１兆円を超えています。

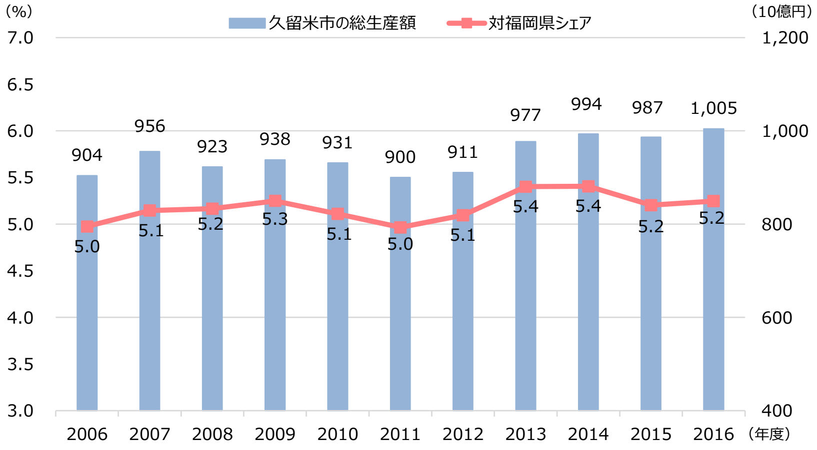

資料）福岡県「市町村民経済計算」

（２）産業構造

①　産業中分類別従業者数

久留米市の従業者数から産業構造を見ると、従業者数最大の産業は「医療業」で１４，０００人（１２．４％）を超えています。第２位は「飲食店」、第３位は「社会保険・社会福祉・介護事業」で、大分類の「医療，福祉」で２２，０００人（１９．２％）近い従業者数となっています。

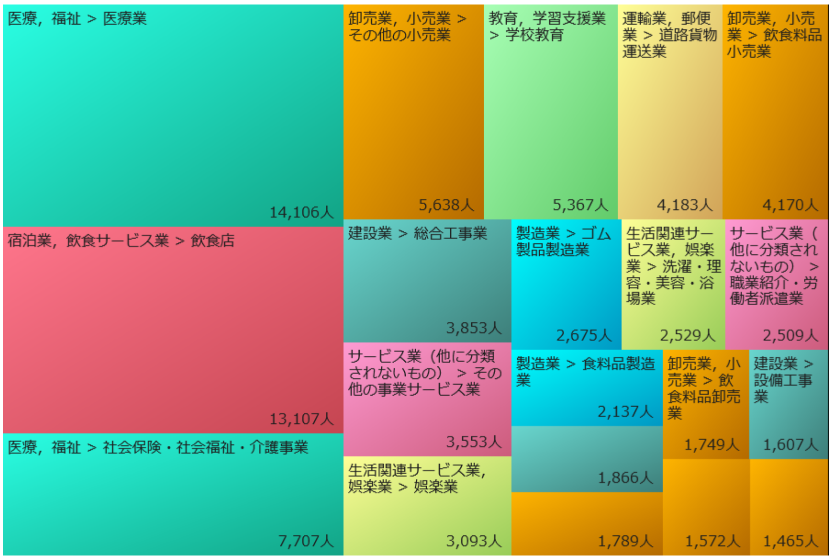

※平成 28 年（2016 年）従業者数(企業単位)：113,640 人、上図以外の従業者数(企業単位)の合算：28,965 人

資料）内閣府「地域経済分析システム（RESAS)」：総務省「経済センサス－基礎調査」再編加工、総務省・経済産業省「経済センサス－活動調査」再編加工

②　産業中分類別付加価値額

久留米市の付加価値額から産業構造を見ると、付加価値額最大の産業は「医療業」で５８０億円を超えています。第２位は「学校教育」、第３位は「その他の小売業」となっており、この３つの産業で久留米市全体の付加価値の約３割を占めています。

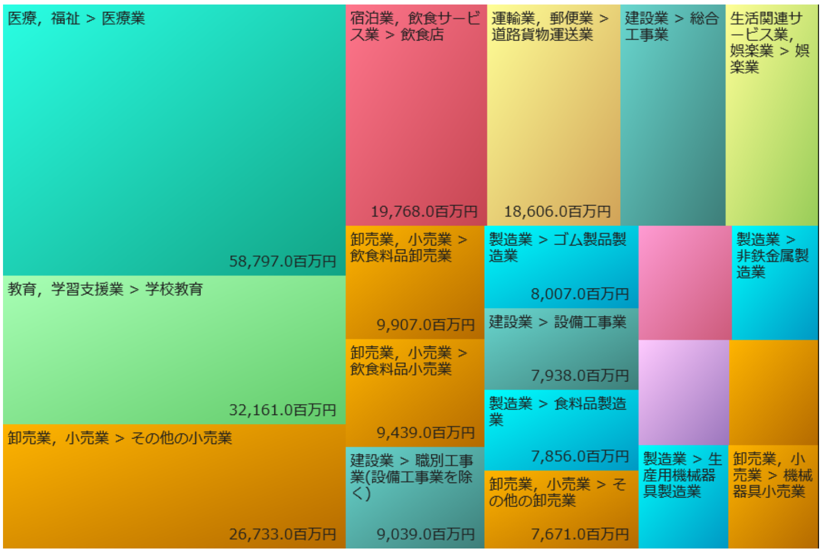

※平成 28 年（2016 年）付加価値額(企業単位)：411,661 百万円、上図以外の付加価値額(企業単位)の合算：131,445 百万円

資料）内閣府「地域経済分析システム（RESAS)」：総務省・経済産業省「経済センサス－活動調査」再編加工

（３）地域経済循環図

久留米市の地域経済循環を見ると、生産から分配に至る段階で、久留米市民が市外から稼得した金額などによって、市内の生産から生み出される付加価値以上に支出に回る額が大きくなっています。

一方で、支出の段階で、生産に必要な原材料など市外からの調達が大きいため、市内の生産活動への還流額が減少する構造になっています。

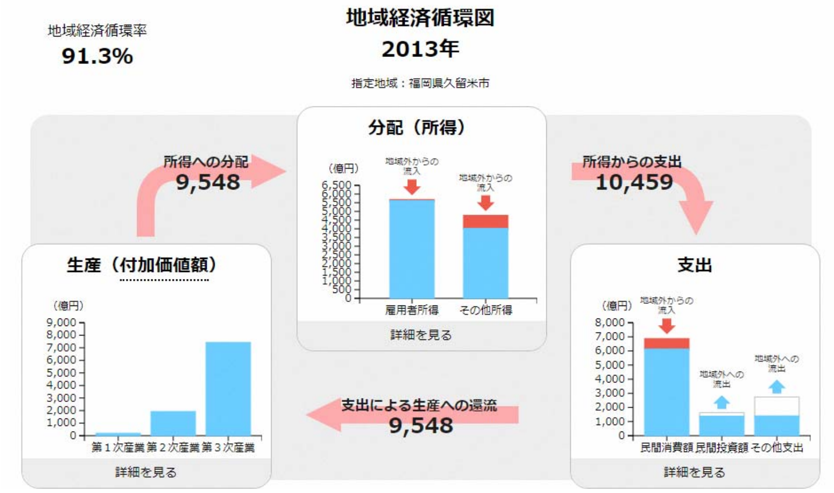

資料）内閣府「地域経済分析システム（RESAS)」：環境省「地域産業連関表」、「地域経済計算」（株式会社価値総合研究所（日本政策投資銀行グループ）受託作成）

３　財政

（１） 歳入の推移

久留米市の歳入状況は、自主財源よりも依存財源が多くなっており、平成３０年度（２０１８年度）を見ると、自主財源は約５５３億円で歳入の約４３％、依存財源は約７２２億円で歳入の約５７％を占めています。

自主財源と依存財源及び歳入総額の推移

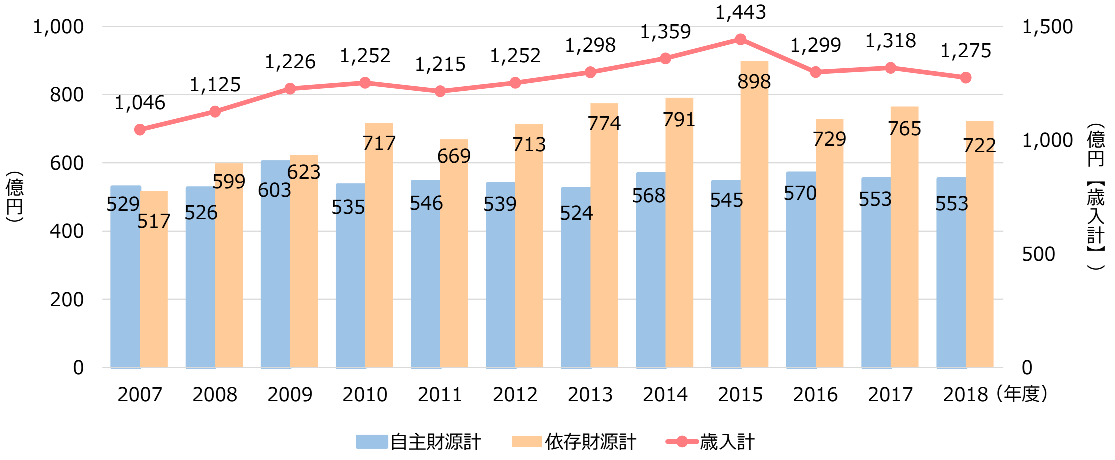

※自主財源：市が自主的に調達することができる収入
※依存財源：国や県から交付または割り当てられる収入
資料）久留米市財政状況資料集

（２） 歳出の推移

久留米市の歳出状況は、扶助費の増加に伴い、義務的経費が増加傾向にあります。また、平成３０年度（２０１８年度）を見ると、普通建設事業費が減少したことを主な要因として、歳出全体では約４４億円減少しています。

義務的経費とその他の経費及び歳出総額の推移

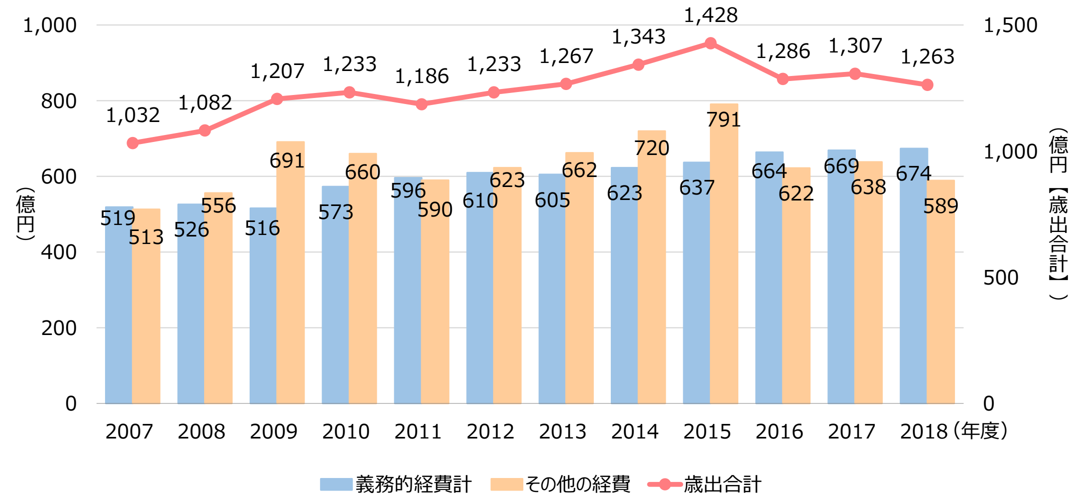

※義務的経費：人件費、扶助費、公債費など、支出が義務づけられている経費
資料）久留米市財政状況資料集

（３）財政力指数と経常収支比率の推移

久留米市の財政力指数は、平成２０年度（２００８年度）から低下傾向にありましたが、平成２４年度（２０１２年度）を境に改善しています。

一方、経常収支比率は、平成２３年度（２０１１年度）まで改善傾向にありましたが、それ以降、増減を繰り返しながら上昇しており、財政の硬直化が進行しています。

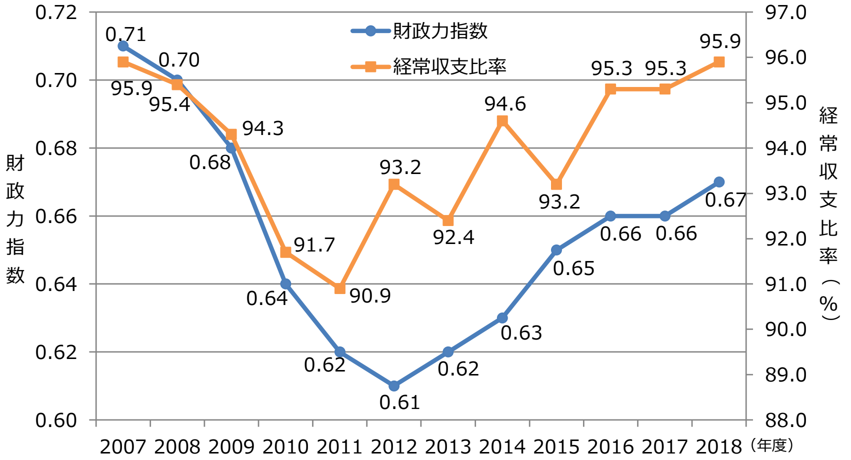

※財政力指数：地方公共団体の財源がどのくらい余裕をもっているかを表す指標

※経常収支比率：毎年度固定的に支出される経費が毎年度安定的に確保される収入に対してどのくらいになっているかを示す比率

資料）久留米市財政状況資料集

（４）実質公債比率と将来負担比率の推移

久留米市の実質公債費比率は、平成１９年度（２００７年度）以降、改善傾向にあります。また、将来負担比率についても平成１９年度（２００７年度）以降低下していましたが、平成２６年度（２０１４年度）以降は、地方債借入残額の増加などを背景に上昇傾向にあります。

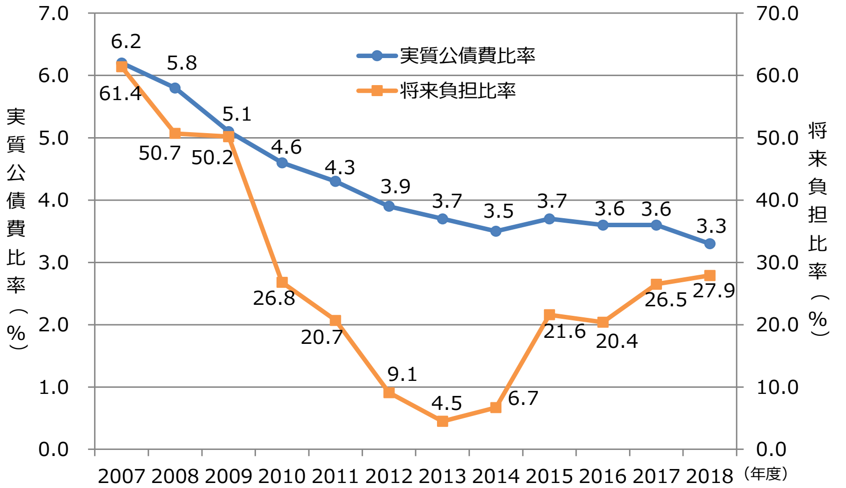

※実質公債費比率：市債の返済額やそれに類する支出など実質的な公債費の大きさを、標準財政規模から市債の返済額として地方交付税に上乗せされた額を差し引いた規模に対する割合で表したもの

※将来負担比率：市債や第三セクターの負債など、地方公共団体が将来負担すべき実質的な債務の大きさを、標準財政規模から市債の返済額として地方交付税に上乗せされた額を差し引いた規模に対する割合で表したもの

資料）久留米市財政状況資料集

第３章　基本計画の考え方

第４次基本計画の推進にあたっては、時代潮流や社会経済環境の変化を踏まえ、目指す都市像の実現に向けて、次のような都市づくりの長期的展望を基本として取組を進めます。

１　持続可能な都市づくりの推進

全国的に人口減少社会が進行していく中で、久留米市が今後も自主自立の自治体運営を行いながら、地域の活力を維持し、持続可能な都市として市民福祉の増進に取り組んでいくためには、都市活力の基盤として、一定の人口規模を維持していくことが極めて重要です。

久留米市の住民基本台帳人口は、平成１５年度（２００３年度）をピークに減少していましたが、外国人が住民登録された平成２４年度（２０１２年度）以降、自然動態の減少幅を上回る社会動態の増加が見られ、増加基調が続いていました。しかしながら、自衛隊の再編など地域特性の影響を受けて、平成２９年度（２０１７年度）に再び減少に転じており、今後の急激な人口減少を避けるためにも、自然動態の減少をできる限り抑制しながら、社会動態を増加させる必要があります。

第４次基本計画においても、引き続き、人口問題をまちづくりの総合的な課題として捉え、将来にわたって、より長く人口３０万人が維持できるよう、人口が減少しにくい足腰の強い都市づくりを着実に進める必要があります。

２　都市づくりの基本的視点

第４次基本計画では、各分野を横断的に貫く都市づくりの基本的な視点として、「時代の変化を見据えた施策の展開」、「市民満足度の高い、生活の場として選ばれる都市の実現」、「あらゆる主体が協働した持続的な地域社会の形成」の３つの視点を持って、効果的な施策の展開を図ります。

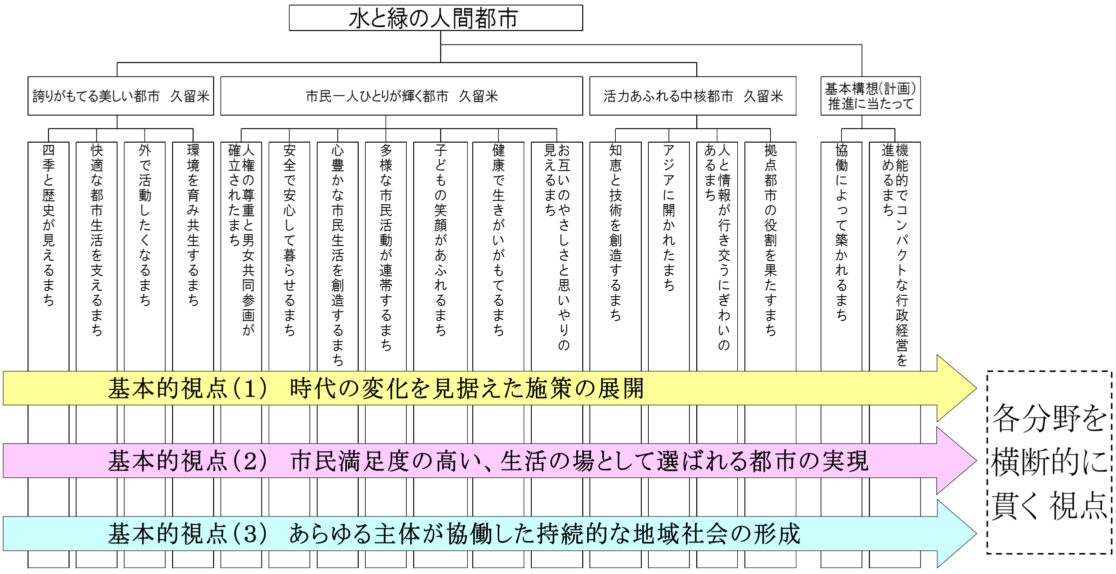

（１）時代の変化を見据えた施策の展開

今後、想定される人口減少社会や超高齢社会の進行、グローバル化、高度な情報通信技術の発展など、行政を取り巻く環境の変化に応じて、財政状況も踏まえながら、サービスの質や量を柔軟に対応させていく必要があります。また、人々の価値観の変化や市民ニーズの多様化・複雑化により、既存の行政サービスの枠にとどまらない分野横断的な課題や新たに顕在化する問題への対応が求められており、効率的で質の高い行財政運営を基礎とした、「時代の変化を見据えた施策の展開」が必要です。

【基本的視点に基づいた取組の考え方】

・人口減少社会が進行する中、持続可能な地域社会であり続けるためには、効率的な都市形態への転換が重要であることから、ネットワーク型のコンパクトな都市づくりや、社会基盤施設の総合的な維持、管理に取り組みます。

・令和７年（２０２５年）頃までに、団塊の世代がすべて７５歳以上の後期高齢者となるなど、今後の人口構造の変化により、税収の減少や社会保障関連経費の増大、労働力不足や地域の担い手不足による産業や地域の活力低下など、多方面にわたり大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、合計特殊出生率の向上や、市外からの移住・定住の促進に視点を置いた施策の展開を図ります。

・これまでの情報社会から更に進化した新たな社会（Ｓｏｃｉｅｔｙ５．０）[※1]が到来すると、ＡＩやＩｏＴ[※2]の役割は、まちづくり、健康・福祉、教育、防犯・防災、産業振興などの多くの分野でその重要性を増してきます。このため、高度な情報通信技術や膨大なデータ（ビッグデータ）を、新たな成長や発展に向けた地域社会の基盤として取り入れ、その活用を図ります。

・今後の自治体経営を行う上では、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指して、国際目標である「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」[※3]の理念を取り入れた施策の展開を図ります。

・地球温暖化をはじめとする、地球規模の環境問題が深刻化する中、その解決を図り、安全で持続可能な社会を構築するために、自然と共生した環境への負荷が少ない都市づくりを進めます。

[※1] Society5.0：仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済の発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。
[※2] IoT　：あらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化や自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出す。「Internet of Things」の略。
[※3] SDGs　：2015 年９月の国連サミットで採択された 2030 年までの持続可能な開発目標。「Sustainable Development Goals」の略。

（２）市民満足度の高い、生活の場として選ばれる都市の実現

久留米市がこれからも都市活力を持続的に発展させながら、未来へ継承していくためには、すべての市民がこの地で暮らすことで、より幸せを実感できる生活空間の創造が求められます。そのためには、久留米市の有する豊かな地域資源を活用して、住みやすさ日本一の都市としてのブランド力を向上させるとともに、その価値が市民へ広く還元されることで、「市民満足度の高い、生活の場として選ばれる都市の実現」を目指します。

【基本的視点に基づいた取組の考え方】

・人々が幸せな生活を送るためには、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、誰もが活躍することができる社会の実現が何よりも必要です。誰もが住みやすく、人の温かさを感じながら心豊かに暮らすことができるように、ユニバーサルデザイン[※]が配慮され、外国人をはじめ、文化や生活習慣が異なる人々が、お互いを尊重しながら認め合い、共に生活の場を形成していくまちづくりを進めます。

・誰もが生涯を通じて質の高い生活を送り、生き生きと活動できるよう、必要な人に必要な福祉サービスを提供できる体制づくりを進めるとともに、身近な生活の場で、気軽にできる健康づくりやふれあいの場づくりを通じて、心身の健康保持や増進を図る取組を進めます。

・市民満足度の高いまちづくりを進めるため、景観に配慮した快適な都市空間の形成や、心身にゆとりと潤いをもたらす文化の創造に取り組むとともに、生活の場として選ばれ、住み続けてもらうために、地域産業の振興による雇用の創出に取り組みます。

・次代を担う子どもたちを育むことは、都市の未来を育むことであるという認識に立ち、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを行うとともに、子どもたちが豊かな人間性を備え、自立して社会に参画できるよう、教育の充実に努めるなど総合的な取組を進めます。

・選ばれる都市としての優位性を確立するため、地域資源に関わる人々が、時代の潮流やライフスタイルの変化に対応して、魅力の更なる磨き上げを主体的に行い、久留米らしさを創り出すとともに、その特性に応じて、ターゲットを明確にした戦略的かつ一貫性のある発信と訴求に努め、定住人口や交流人口の増加を図る取組を進めます。

[※] ユニバーサルデザイン：障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方。

（３）あらゆる主体が協働した持続的な地域社会の形成

少子高齢化の進行や単独世帯の増加、地域住民相互のつながりの希薄化など、様々な社会課題に直面する中、社会環境の変化や市民ニーズの質的な変化へのきめ細かな対応とともに、既存制度の枠組みでは解決できない新たな課題への対応が求められています。そのため、従来の公平性や平等性を原則とした画一的な行政サービスの充実だけではなく、地域社会における多様な主体が特性を生かして、新たな関係性と役割分担のもとに活動を展開する、「あらゆる主体が協働した持続的な地域社会の形成」を進めます。

【基本的視点に基づいた取組の考え方】

・持続的な地域社会の形成に向けて、地域で支え合う力の再生が求められているため、地域で暮らす住民や関係団体が、支援機関との連携により様々な地域生活課題を把握し、包括的に受け止める体制を整えつつ自ら解決していく、地域共生社会の実現に取り組みます。

・人口減少社会においては、地域コミュニティ[※]の維持に向けて、地域社会を形成する住民同士が、お互いに顔の見える関係を築くことが重要であり、地域防災力の向上や犯罪防止の取組、地域での見守り活動など、地域と行政がそれぞれの役割をお互いに認識しながら協働することで、安全で安心な地域社会の維持に取り組みます。

・地域コミュニティ組織を地域社会の基礎として、地域がこれまでに培ってきた特性や社会資源を生かした、特色ある地域づくりを進めていくとともに、外国人や他地域からの移住者等が持つ多様な考え方をまちづくりに取り入れることで、地域の魅力をより一層高め、活力に満ちた住み続けられる地域づくりを進めます。

・地域で脈々と受け継がれてきた伝統や風習を地域特性として生かしながら、地域のつながりを強化していく必要があります。このため、市民一人ひとりが地域社会における役割と責任を持ち、地域コミュニティの一員として、主体的な参画を促す取組を進めます。

・地域で活動する住民だけではなく、様々な民間団体や事業者等と行政が積極的にパートナーシップを築き、相互に連携することにより、既存の制度の枠組みでは解決できない新たな課題に対応することができる仕組みづくりを進めます。

［※］コミュニティ：生活地域、特定の目標、特定の趣味など、何らかの共通の属性及び仲間意識を持ち、相互にコミュニケーションを行っているような集団（人々や団体）。

3　施策体系図

水と緑の人間

区分									
大分類（都市の姿）	誇りがもてる美しい都市　久留米				市民一人ひとりが輝く都市　久留米				
中分類（施策の方向性）	四季と歴史が見えるまち	快適な都市生活を支えるまち	外で活動したくなるまち	環境を育み共生するまち	人権の尊重と男女共同参画が確立されたまち	安全で安心して暮らせるまち	心豊かな市民生活を創造するまち	多様な市民活動が連帯するまち	子どもの笑顔があふれるまち
小分類（施策）	①季節感あふれる水と緑の空間の創出 ②魅力ある歴史資源の活用	①ネットワーク型のコンパクトな都市の形成 ②快適な都市環境の確保	①集い、楽しむ空間の創出 ②快適な移動環境の形成	①低炭素・循環型社会の構築 ②自然環境の保全と生活環境の向上	①人権意識の確立と人権擁護の推進 ②男女共同参画の推進	①総合的な危機管理の強化 ②暮らしの安全対策の推進	①創造的な文化芸術活動の推進 ②生涯学習・スポーツの振興	①地域コミュニティの活性化 ②市民活動の活性化	①安心して産み、育てられる環境の充実 ②子どもの健やかな育ちの保障 ③未来へつながる教育と学びの充実 ④安心して学べる教育環境づくりの推進

都市

基本構想

- 活力あふれる中核都市　久留米
  - 知恵と技術を創造するまち
    - ①多様な地域産業の創出と振興
    - ②魅力ある農業の振興
    - ③多様な人材が活躍する労働環境の整備
  - アジアに開かれたまち
    - ①学術研究都市づくりの推進
    - ②国際性豊かな地域づくりの推進
  - 人と情報が行き交うにぎわいのあるまち
    - ①にぎわいと憩いの創出
    - ②魅力ある観光の振興
  - 拠点都市の役割を果たすまち
    - ①シティプロモーションの強化
    - ②高度医療都市の推進
    - ③都市間連携の推進
- 基本構想(計画)推進に当たって
  - 協働によって築かれるまち
    - ①市民との協働の推進
  - 機能的でコンパクトな行政経営を進めるまち
    - ①効率的で質の高い行財政運営の推進
    - ②変革に対応できる職員の育成
    - ③計画行政の推進
- （前ページより続く）
  - 健康で生きがいがもてるまち
    - ①こころと体の健康増進
    - ②保健医療体制の充実
    - ③高齢者・障害者の社会参加の推進
  - お互いのやさしさと思いやりの見えるまち
    - ①支え合う地域づくりの推進
    - ②高齢者・障害者福祉の充実
    - ③生活困窮や子どもの貧困対策の充実

基本計画

第４章　都市づくりの目標

久留米市の都市づくりにあたっては、久留米市に住み、活動する市民や事業者、団体、行政などが、久留米市の目指す将来の姿を共有し、協働していくことが必要です。

第４次基本計画では、都市づくりの指針である基本構想の総仕上げの期間に位置することを踏まえ、計画期間（基本構想の目標年次）中に目指す都市の姿をわかりやすく示す指標を設定し、実現に向けた進捗状況を明らかにします。

この指標を都市づくりの目標とし、計画全体の実現状況を表す「総合成果指標」と、目指す都市の姿の実現に近づいた状態を表す「都市の姿指標」で構成します。

1　総合成果指標

第４次基本計画の推進にあたっての総合的課題を「人口」問題と捉え、あらゆる施策を講じた姿として、人口３０万人を目標に設定します。

あわせて、人口動態の増減に影響を及ぼす市民の意識である「住みやすさ」「定住意向」「愛着度」を設定することとします。

なお、人口３０万人の維持を戦略的に進めるため、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき策定した「久留米市地方創生総合戦略」を必要に応じて見直し、総合的な取組を進めます。

指 標 名	現　状	目　標
人口	304,703 人 （H31.4.1 住民基本台帳）	300,000 人 （R8.4.1 住民基本台帳）
住みやすさ （住みやすいと思う市民の割合）	88.4% （R1 市民意識調査）	90.0% （R7 市民意識調査）
定住意向 （住み続けたいと思う市民の割合）	79.6% （R1 市民意識調査）	85.0% （R7 市民意識調査）
愛着度 （愛着がある市民の割合）	81.7% （R1 市民意識調査）	85.0% （R7 市民意識調査）

【表】人口３０万人の維持に向けた目標試算

（最新データにて置換予定）

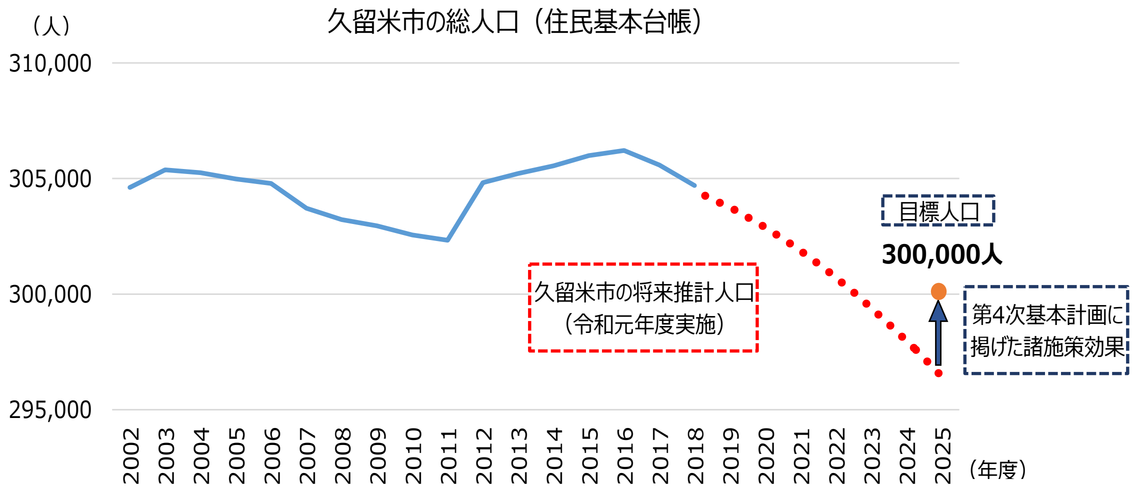

※平成 24 年度（2012 年度）は、住民基本台帳制度の改正に伴い、外国人を住民基本台帳に加算している

2　都市の姿指標

目指す都市の姿の実現に近づいた状態を表す「都市の姿指標」では、各施策が目指す総合的な指標として、施策の方向性ごとに目指す成果を設定します。また、各論において各施策の実現状況を評価する指標として、施策ごとに毎年評価が可能な数値目標を設定します。

【目指す成果一覧】

（１）誇りがもてる美しい都市 久留米

目指す成果〔市民意識調査〕	現状値 2019 年(令和元年)度	目標値 2025 年(令和 7 年)度
季節感あふれるまちだと感じる市民を増やす	85.7%	90.0%
都市環境が充実しているまちだと感じる市民を増やす	62.0%	70.0%
外で活動しやすいまちだと感じる市民を増やす	56.4%	65.0%
環境に配慮した取組をしている市民を増やす	80.3%	85.0%

（２）市民一人ひとりが輝く都市 久留米

目指す成果〔市民意識調査〕	現状値 2019年(令和元年)度	目標値 2025年(令和7年)度
人権が尊重されているまちだと感じる市民を増やす	66.9%	70.0%
安全で安心して暮らせるまちだと感じる市民を増やす	75.1%	80.0%
心豊かに暮らせるまちだと感じる市民を増やす	73.3%	75.0%
地域をよりよくすることに取り組む市民を増やす	49.4%	55.0%
子育てしやすいまちだと感じる市民を増やす	75.5%	80.0%
健康であると感じる市民を増やす	75.2%	80.0%
地域での支え合いや助け合いが充実していると感じる市民を増やす	64.3%	70.0%

（３）活力あふれる中核都市 久留米

目指す成果〔市民意識調査〕	現状値 2019年(令和元年)度	目標値 2025年(令和7年)度
働きやすいまちだと感じる市民を増やす	54.7%	60.0%
国際性豊かなまちだと感じる市民を増やす	26.9%	30.0%
にぎわいのあるまちだと感じる市民を増やす	35.4%	40.0%
県南の中核都市であると感じる市民を増やす	59.1%	65.0%

各　論

各　論

第１章　誇りがもてる美しい都市 久留米

九州一の大河・筑後川に象徴される「水」、県下最大の筑後平野に育まれた四季折々の「花」、「緑」あふれる山々に抱かれて生活している私たちにとって、当たり前のように存在しているこれらの豊かな自然は、他の地域にはない貴重な財産です。

また、長い歴史の中で、先人たちの努力により形成され、培われてきた美しい街並みなどは、都市の魅力を引き立たせる素晴らしい情緒を醸し出してくれます。

これらの恵みに感謝し、誇りを持って守りながら、自然や歴史と調和したまちづくりを進めることにより、自然豊かで季節感あふれる都市としてのブランド力を向上させ、市内外にアピールしていくことが求められています。

そのため、経済の活性化や産業の安定的な成長を追求しながらも、環境と共生した、快適で美しく利便性の高い生活空間を形成し、これからも世代を超えて未来へと継承され、成長し続けることができる“誇りが持てる美しい都市”を目指し、着実な取組を進めます。

第１節　四季と歴史が見えるまち

分類≪１－１≫

大分類（都市の姿）　　　：誇りがもてる美しい都市久留米
中分類（施策の方向性）：四季と歴史が見えるまち
小分類（施策）　　　　：Ⅰ　季節感あふれる水と緑の空間の創出
　　　　　　　　　　　　Ⅱ　魅力ある歴史資源の活用

目指す姿

久留米市の都市の個性である雄大な自然景観に市民が誇りと愛着を持ち、暮らしの中に質の高い緑化空間や水辺に親しむ空間が創出された、自然豊かで季節感あふれる都市を目指します。

また、郷土の歴史を未来へつなぐ、地域の史跡や伝統行事などの魅力的で豊かな資源が大切に受け継がれ、まちづくりの文化に根付いた歴史都市を目指します。

現状と課題

人口減少社会が進行し、交流人口や定住人口の増加に向けた都市間競争がますます激しくなる中、多くの人に訪れてみたい、暮らしてみたいと思ってもらうためには、誰もが四季を体感できる自然豊かで潤いのある都市としての魅力を更に高めていく必要があります。

また、市内に数多く存在する魅力ある歴史資源を、老朽化や自然災害から守り、適正に保存するとともに、地域資源として活用することで、市民の郷土愛の醸成や久留米の魅力向上を図り、地域の活性化や交流人口の増加につなげていく必要があります。

【関連データ】

花と緑の量

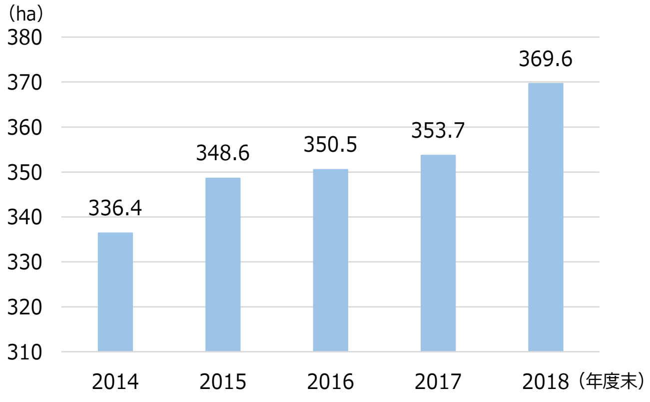

資料）久留米市調査

文化財の指定件数

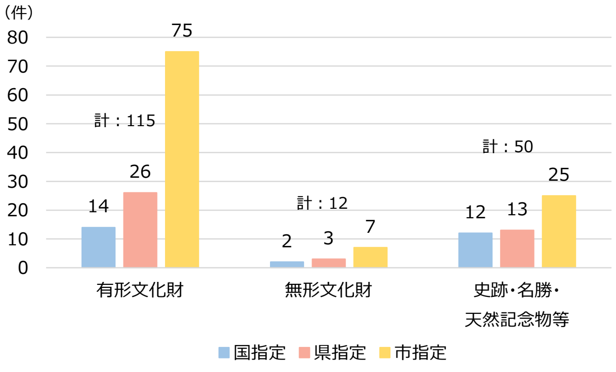

※平成 30 年度（2018 年度）末時点
資料）久留米市調査

施策の内容

Ⅰ　季節感あふれる水と緑の空間の創出

地域の特性を生かした効果的な緑化整備や、河川を活用した水辺空間の創出など、風情ある四季を体感することができる空間づくりを進めるとともに、市民や事業者との協働による花と緑の創出や保全に取り組みます。

また、地域の魅力向上と活性化を促進するために、地域ごとに特色のある花や緑にあふれた豊かな景観を保全するとともに、効果的な情報発信に取り組みます。

指標項目	現状値 2018年(平成30年)度	目標値 2025年(令和7年)度
花と緑の量（累計）	369.6 ha	373.0ha

Ⅱ　魅力ある歴史資源の活用

歴史資源の適正な保存と効果的な活用のために、収蔵や展示環境の充実を図るとともに、魅力的な歴史ストーリーを構成するなど、市民が郷土の歴史や文化に触れ、体感することができる機会の創出に取り組みます。

また、市民や観光客の関心を高めるため、地域との協働により、歴史資源を生かした観光プログラムの構築や充実、国内外に向けた効果的な情報発信に取り組みます。

指標項目	現状値 2018年(平成30年)度	目標値 2025年(令和7年)度
新規に情報発信した歴史スポット数（累計）	24箇所	180箇所

第２節　快適な都市生活を支えるまち

分類≪１－２≫

大分類（都市の姿）　　　：誇りがもてる美しい都市久留米
中分類（施策の方向性）：快適な都市生活を支えるまち
小分類（施策）　　　　：Ⅰ　ネットワーク型のコンパクトな都市の形成
　　　　　　　　　　　　Ⅱ　快適な都市環境の確保

目指す姿

県南の中心的役割を担う都市機能を有した中心拠点と、暮らしに密着した地域生活拠点が形成され、その拠点間が幹線道路や公共交通で結ばれた、持続可能なネットワーク型のコンパクトな都市を目指します。

また、市民生活を支える社会基盤施設が適正に配置され、効率的かつ安定的に維持された、快適な都市環境を有する都市を目指します。

現状と課題

人口減少や超高齢社会の進行など、社会環境が大きく変化する状況に対応し、都市機能を維持していくためには、市街地の郊外への拡大を抑制しつつ、中心拠点と地域生活拠点などが、相互に機能を補完し合う都市づくりが求められています。

また、生活道路や上下水道などの社会基盤施設の継続した整備が求められる一方で、高度経済成長期に整備された施設の老朽化が進行しており、今後の維持管理や更新が課題となっています。あわせて、今後も増加が見込まれる空き家などへの対応が必要となっています。

【関連データ】

中心市街地の人口

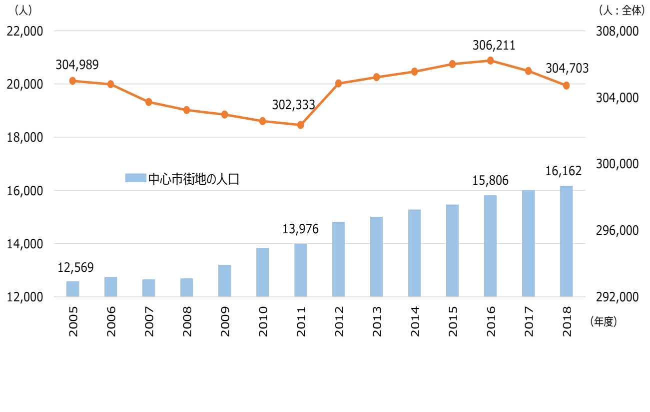

資料）市住民基本台帳人口

都市計画道路の整備状況

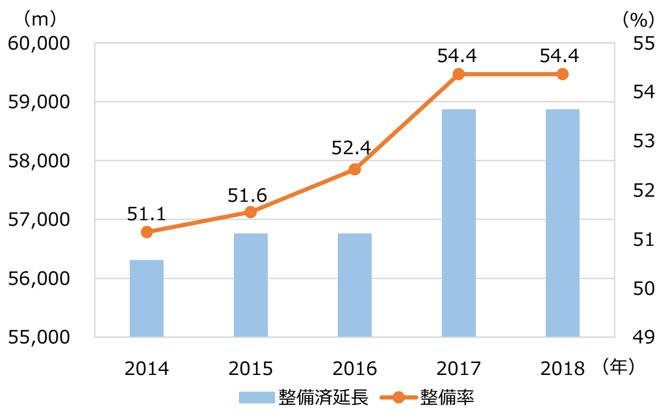

資料）久留米市調査

施策の内容

Ⅰ　ネットワーク型のコンパクトな都市の形成

中心拠点や地域生活拠点に住宅や都市機能を誘導するため、土地利用のあり方を見直すとともに、駅周辺における居住環境の整備促進に取り組みます。

また、市域内外への円滑な移動手段を確保し、産業活動を活性化させるため、国や県などと連携し、都市計画道路をはじめとする幹線道路の整備や、交通渋滞により特に支障をきたしている地域の渋滞緩和対策に取り組みます。

さらに、日常生活を快適に送ることができるよう、駅などの交通結節機能の強化に加え、鉄道や路線バスなどの公共交通の維持と利便性の向上に取り組むとともに、公共交通空白地域については、地域の実情に応じた生活支援交通の導入を進めます。

指標項目	現状値 2018年(平成30年)度	目標値 2025年(令和7年)度
居住誘導区域[※]内の人口密度	52人/ha	52人/ha

Ⅱ　快適な都市環境の確保

快適な都市環境を形成するため、生活道路や橋りょう、上下水道など、社会基盤施設の計画的な整備と安定的な維持管理に取り組みます。

特に、老朽化が進んでいる社会基盤施設の長寿命化対策を講じるとともに、中長期的な視点での予防保全型の維持管理に取り組みます。

また、空き家の更なる流通促進を図るための支援や、空き家を適正に管理するための啓発などを推進します。

指標項目	現状値 2018年(平成30年)度	目標値 2025年(令和7年)度
都市計画道路の整備率	54.4%	70.0%

[※] 居住誘導区域：人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域。

第３節　外で活動したくなるまち

分類≪１－３≫

大分類（都市の姿）　　　：誇りがもてる美しい都市久留米
中分類（施策の方向性）：外で活動したくなるまち
小分類（施策）　　　　　：Ⅰ　集い、楽しむ空間の創出
　　　　　　　　　　　　　Ⅱ　快適な移動環境の形成

目指す姿

　日々の暮らしの中で、子どもから高齢者まで、誰もが生き生きと活動し、集い、楽しむことができる空間がまちの中に創出されるとともに、歩行者や自転車利用者が、市内を快適に安心して回遊できる移動環境が整備され、「歩きたくなるまち」、「自転車が似合うまち」が実現された、外に出て活動したくなるまちを目指します。

現状と課題

　核家族化の進行や情報社会の更なる進化により、人と人が直接ふれあい、コミュニケーションをとる機会が少なくなっています。

　そのような中、地域において、世代を超えて人と人が結びつく豊かな暮らしを実現し、地域社会を活性化するためにも、まちの中で交流できる空間の創出が求められています。

　さらに、市民の誰もが外で自由に活動し、自然とふれあい、安心して快適に利用できる場が求められるとともに、効率的な維持管理、安全な移動環境の確保や自転車の利用環境の改善など、多様なニーズへの対応が求められています。

【関連データ】

都市公園等の整備状況

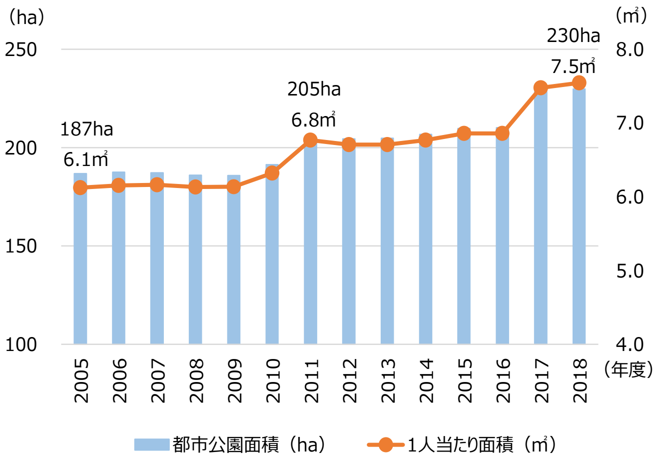

資料）都市建設部統計

自転車通行空間の整備延長

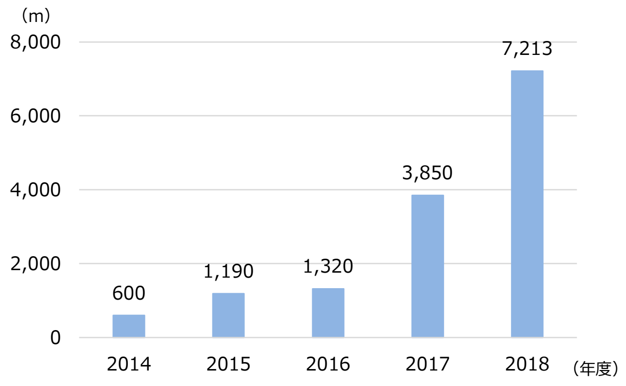

資料）都市建設部統計

施策の内容

Ⅰ　集い、楽しむ空間の創出

多様なニーズに対応するため、屋外における市民の憩いやレクリエーションの場など、多面的な機能を持つ公園の計画的な整備を進めるとともに、老朽化した公園施設の効率的な更新や地域などと連携した管理運営に取り組みます。

また、まちの魅力を高めるため、公園などの公共空間において民間活力の導入を進め、交流空間の創出に取り組みます。

指標項目	現状値 2018年(平成30年)度	目標値 2025年(令和7年)度
リニューアルした都市公園の数（累計）	0箇所	4箇所

Ⅱ　快適な移動環境の形成

歩行者が、まちなかの賑わいや風情ある自然、歴史的街並みなど、地域の魅力を楽しみながら、安全で安心して移動できる、快適な歩行空間の整備に取り組みます。

また、市民や来街者が気軽に自転車を利用できるコミュニティサイクル[※]の充実をはじめ、自転車通行空間や主要駅での駐輪環境の整備など、自転車の利便性向上と利用環境の改善に取り組むとともに、交通事故や放置自転車の防止に向けて、学校や関係団体などと連携した自転車利用のマナー向上に取り組みます。

指標項目	現状値 2018年(平成30年)度	目標値 2025年(令和7年)度
自転車通行空間の整備延長（累計）	7.2km	24.0km

[※] コミュニティサイクル：まちなかに複数の自転車貸出拠点を設置し、利用者がどの貸出拠点でも貸出・返却できる自転車を共有する有料のサービス。

第４節　環境を育み共生するまち

分類≪１－４≫
大分類（都市の姿）　　　：誇りがもてる美しい都市久留米
中分類（施策の方向性）：環境を育み共生するまち
小分類（施策）　　　　　：Ⅰ　低炭素・循環型社会の構築
　　　　　　　　　　　　　Ⅱ　自然環境の保全と生活環境の向上

目指す姿

　すべての市民や事業者が、環境問題を自らの問題として捉え、率先して温室効果ガス排出量の削減やごみの減量・再資源化に取り組む社会の実現を目指します。
　また、豊かな自然環境と多様な生態系が地域社会全体で大切に守り育てられるとともに、衛生的で清潔感にあふれた生活環境の中で快適に暮らすことができるまちを目指します。

現状と課題

　地球温暖化をはじめ、天然資源やエネルギーの大量消費、廃棄物の不法投棄等による環境汚染、生物多様性[※]の損失など、深刻化する様々な環境問題の解決に向けて、市民のライフスタイルや事業活動を低炭素型・資源循環型へと大きく転換するとともに、廃棄物の適正な処理を行い、環境への負荷を可能な限り抑制していく必要があります。
　また、様々な生物とそれを育む豊かな自然環境の保全や、多様で健全な森林づくりを進めていくとともに、市民が健康で安全に暮らすことができる生活環境や、清潔感あふれる都市環境を維持していく必要があります。

【関連データ】

総ごみ排出量と一人一日当たりごみ排出量

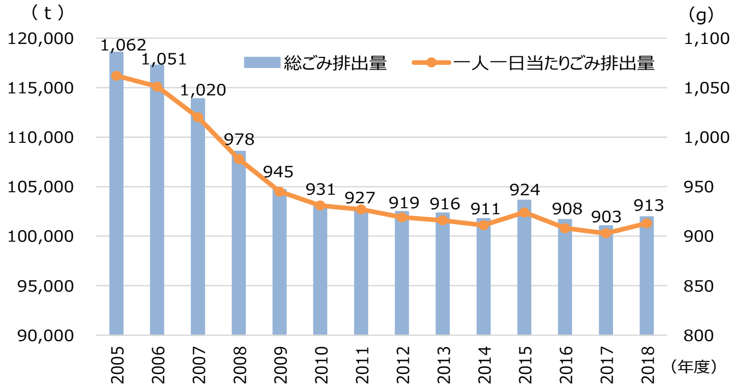

資料）久留米市調査

クリーンパートナー登録者数

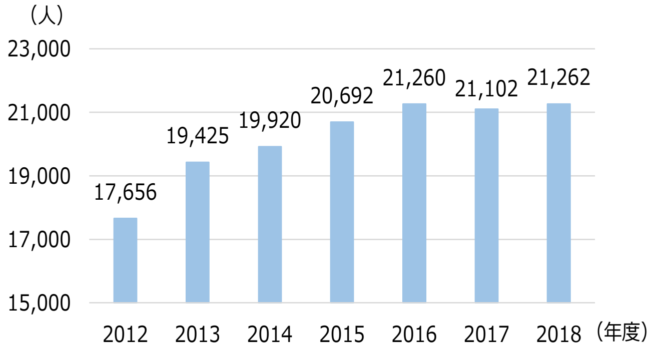

資料）久留米市調査

［※］生物多様性：生きものたちの生命は一つひとつに豊かな個性があり、その全てが直接的又は間接的につながり、支え合って生きていること。

施策の内容

Ⅰ　低炭素・循環型社会の構築

地域社会全体で地球温暖化対策に取り組む意識を高めるため、環境教育や環境啓発を強化するとともに、市民、事業者、行政の協働によって環境負荷低減行動を実践する仕組みを充実し、拡大させることで、都市の低炭素化に取り組みます。

また、市民や事業者のごみ減量に向けた意識を高めるとともに、ごみの排出抑制や再利用、再資源化の手法の更なる普及拡大を進めます。

あわせて、既存の中間処理施設[※1]の計画的な改修と、将来を見据えた新たなごみ処理体制の構築に向けた取組を進めます。

指標項目	現状値 2018年(平成30年)度	目標値 2025年(令和7年)度
市民一人一日当たりのごみ排出量	913g	890g

Ⅱ　自然環境の保全と生活環境の向上

生物多様性の大切さを学ぶ機会の充実と、市民や活動団体との協働による自然環境の保全等に取り組むとともに、地球温暖化対策や水源かん養、防災や良好な景観形成など、多面的で公益的な機能を有する森林の適切な管理を進めます。

また、大気や河川の水質の定期的な調査と適切な情報提供を行うことにより、環境汚染や健康被害等の未然防止に取り組むとともに、環境美化活動の促進をはじめ、ごみの不法投棄や野外焼却の防止、動物の愛護や適正飼育の啓発など、衛生的な生活環境づくりに取り組みます。

指標項目	現状値 2018年(平成30年)度	目標値 2025年(令和7年)度
クリーンパートナー[※2]登録者数（累計）	21,262人	22,000人

[※1] 中間処理施設　　　：廃棄物を埋立て処分する前に、分別・焼却などの処理をする設備を備えた施設。
[※2] クリーンパートナー：ポイ捨てごみの清掃などを行う個人や事業所等の活動希望者と市が協力してまちを美しくする制度。

各　論

第２章　市民一人ひとりが輝く都市 久留米

都市の主役は、市民です。

子どもから高齢者、今後増加が見込まれる外国人を含めて、市民一人ひとりがかけがえのない人間として尊重され、安全で安心な日常の中で、健やかで心豊かな生活を送ることができるまちを実現することは、住みやすく、暮らしたくなるまちの必要条件と言えます。

また、子どもは地域の宝であり、これまで、子どもの幸せを最優先に久留米市が進めてきた、すべての子どもと子育て家庭を社会全体で支える取組とともに、安心して学ぶことのできる環境で、子どもたちが未来への夢と希望を持ち、豊かな個性と能力を発揮しながら、社会に参画し、活躍する力を身に付ける教育を進めることが重要です。

さらに、市民がお互いに協力し合い、自らの住む地域を自らでより良くするための地域コミュニティ活動や市民活動が活性化され、ともに支え合う地域共生社会づくりが求められます。

これからも、多様な主体が活動し、多彩な価値観が息づく地域社会で、主役である市民が自らの役割と責任を果たしつつ、様々な取組が展開される“市民一人ひとりが輝く都市”づくりを進めます。

第１節　人権の尊重と男女共同参画が確立されたまち

分類≪２－１≫

大分類（都市の姿）　　　：市民一人ひとりが輝く都市久留米
中分類（施策の方向性）：人権の尊重と男女共同参画が確立されたまち
小分類（施策）　　　　　：Ⅰ　人権意識の確立と人権擁護の推進
　　　　　　　　　　　　　Ⅱ　男女共同参画の推進

目指す姿

同和問題をはじめとするあらゆる差別の解消に向けて、市民一人ひとりが人権問題を自分の問題として感じ、考え、その解決に向けて主体的に行動できる、人権が確立されたまちを目指します。

また、男女が互いにその人権を尊重しながら責任を分かち合い、性別にかかわりなく、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

現状と課題

差別事件や人権侵害事案が依然として発生する中、情報化社会の進展や差別を解消するための法律の施行など、人権問題を取り巻く状況の変化を踏まえた教育や啓発の積極的な展開が必要となっています。

加えて、全ての人々が社会的に排除されることなく、社会の構成員として誰一人取り残さないようにする視点での人権課題解決の取組や、人権擁護施策の推進、同和問題の解決に向けた施策の充実が求められています。

また、男女平等に関しては、固定的性別役割分担意識[※1]による慣習や慣行が根強く残っていることから、男女平等についての正しい理解の定着を促進し、市民一人ひとりの主体的な行動につなげる必要があります。

【関連データ】

人権感覚を高めたいと思う市民の割合

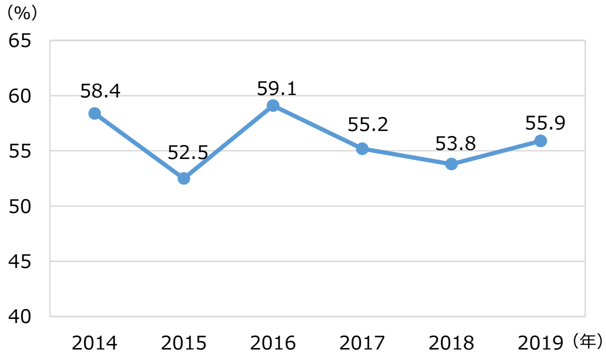

資料）市民意識調査

校区コミュニティ組織における女性役員の割合

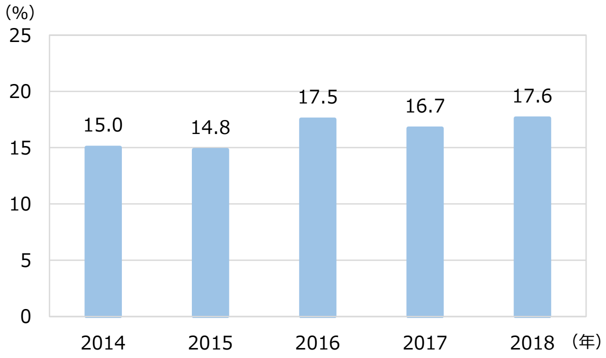

資料）久留米市調査

施策の内容

Ⅰ　人権意識の確立と人権擁護の推進

差別の実態を捉え、あらゆる機会や場において、態度や行動に現れるような市民の人権意識を醸成するための教育や啓発を強化します。あわせて、関係機関や団体等との連携を深めるとともに、今後増加が見込まれる外国人や、性的少数者からの相談など、様々な人権問題に対応する相談体制の充実に取り組みます。

また、ドメスティック・バイオレンス[※2]をはじめ、子ども、高齢者、障害者への虐待や性暴力などの人権侵害の未然防止、被害者の保護や救済に取り組むとともに、判断能力が不十分な人の権利擁護の取組を進めます。

さらに、同和問題の解決に向けて、経済的自立や社会参加の機会均等を図るための支援などに取り組みます。

指標項目	現状値 2018年(平成30年)度	目標値 2025年(令和7年)度
人権研修会に初めて参加した人の割合	17.5%	20.0%

Ⅱ　男女共同参画の推進

市民一人ひとりの男女平等の意識づくりや固定的性別役割分担意識の解消を図るための教育や啓発を強化します。

また、あらゆる分野において、性別にかかわらず個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、女性が意志決定場面に参画し、活躍するための環境づくりや人材育成の充実などに取り組みます。

指標項目	現状値 2018年(平成30年)度	目標値 2025年(令和7年)度
校区コミュニティ組織における女性役員の割合	17.6%	20.0%

[※1] 固定的性別役割分担意識：「男は仕事、女は家庭」などのように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

[※2] ドメスティック・バイオレンス：配偶者間や恋人同士等、親密な関係における身体的、精神的、性的、経済的、社会的暴力等。

第２節　安全で安心して暮らせるまち

分類≪２－２≫
大分類（都市の姿）　　　：市民一人ひとりが輝く都市久留米
中分類（施策の方向性）：安全で安心して暮らせるまち
小分類（施策）　　　　：Ⅰ　総合的な危機管理の強化
　　　　　　　　　　　　Ⅱ　暮らしの安全対策の推進

目指す姿

市民の生命を最優先に、身体及び財産を災害から守り、都市基盤における高い防災機能や「自助」「共助」による地域防災力の向上により、あらゆるリスクに対応できる総合的な危機管理が備わった、強靭な都市を目指します。

また、地域、各種団体、関係機関と行政が協働して、日常生活におけるあらゆる分野で予防活動などに取り組むセーフコミュニティ[※]の理念が生かされた、安全で安心して暮らすことができるまちを目指します。

現状と課題

近年、頻発する大規模自然災害を教訓に、その被害を可能な限り最小限に抑えるため、市民や地域への迅速かつ的確な情報伝達が求められています。

また、避難所環境の充実や浸水対策の強化など、都市基盤の整備による防災機能の向上が必要となっており、あわせて、平常時から様々な防災等の情報を市民に周知し、自主防災活動による備えを充実させることが必要となっています。

さらに、市内の犯罪認知件数は減少傾向にあるものの、依然として高齢者や子ども、女性などを狙った犯罪は発生しており、また、人口当たりの交通事故発生件数は全国や県を上回っている状況です。このため、犯罪等の被害やケガ、事故などを未然に防ぐために、日常生活における予防意識の向上や安全確保のための環境整備が求められています。

【関連データ】

防災士・防災リーダーの数

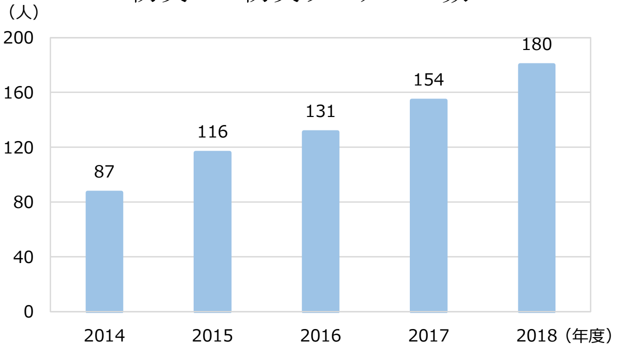

資料）県・市社会福祉協議会資料を基に作成

交通事故発生件数（10 万人あたり）

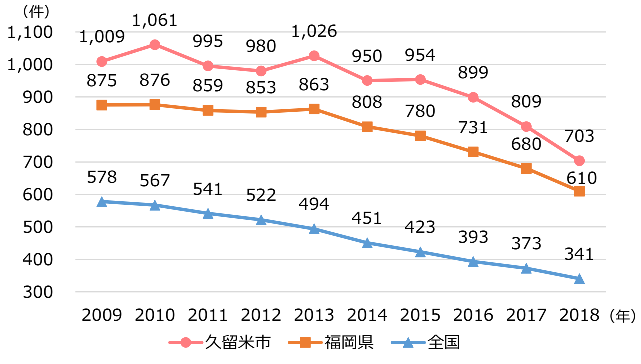

資料）福岡県警統計、警察庁統計

施策の内容

Ⅰ　総合的な危機管理の強化

自主防災活動の更なる活性化に向けて、地域住民による避難活動や避難所運営が迅速にできる体制づくり、防災士等の人材の育成に取り組むとともに、地域と行政が連携を強化し、十分な防災機能を備えた避難環境の整備に取り組みます。

また、災害種別や地域の状況に応じて適宜、各種防災計画を見直し、迅速な情報収集体制の確立を図るとともに、適正な判断に基づき多様な伝達手段を用いて、早期かつ確実に情報が伝達できる仕組みづくりに取り組みます。

さらに、市民の安全性を確保した対策となるよう、国や県と連携した治水事業や治山事業をはじめ、河川やため池の整備、市民や民間事業者と連携した雨水流出抑制などの浸水対策の強化、公共施設の耐震化に継続して取り組みます。

指標項目	現状値 2018年(平成30年)度	目標値 2025年(令和7年)度
防災士・防災リーダーの数（累計）	180人	800人

Ⅱ　暮らしの安全対策の推進

セーフコミュニティ活動を更に充実させるため、市民への啓発や情報提供、自主的な活動への支援に取り組みます。特に、警察や関係機関等との協働による防犯活動や暴力追放運動の展開、防犯環境の整備を行うとともに、各種交通安全団体やボランティアとの連携強化による交通安全の啓発と交通事故を防止する環境の整備に取り組みます。

あわせて、教育機関との連携による消費者教育の充実や、見守りによる高齢者などの消費者被害の抑止に取り組みます。

指標項目	現状値 2018年(平成30年)	目標値 2025年(令和7年)
交通事故発生件数	2,152件	1,860件

［※］セーフコミュニティ：「けがや事故などは、偶然の結果ではなく予防することができる」という理念のもと、地域の実情について、データ等を用いて客観的に評価、検証し、行政や関係機関、地域住民、各種団体や組織などが連携、協働して進める「安心して生活できる安全なまちづくり」の取組。

第３節　心豊かな市民生活を創造するまち

分類≪２－３≫

大分類（都市の姿）　　　：市民一人ひとりが輝く都市久留米
中分類（施策の方向性）：心豊かな市民生活を創造するまち
小分類（施策）　　　　　：Ⅰ　創造的な文化芸術活動の推進
　　　　　　　　　　　　　Ⅱ　生涯学習・スポーツの振興

目指す姿

市民一人ひとりがそれぞれの価値観や生活様式に応じて、優れた文化芸術に触れる機会が身近にあふれた、彩りある文化創造都市を目指します。

また、生涯にわたって主体的に学び、活動し、スポーツを楽しむことができるなど、誰もが生活にゆとりと潤いを持って心豊かに暮らすことができるまちを目指します。

現状と課題

豊かな感性や新たな創造性を育む文化芸術は、日々の暮らしに癒しや活力をもたらすとともに、地域の特性や独自性を継承し、人々がその土地で生き続けるための礎となるなど、大きな力を発揮しており、あらためて、文化芸術の持つ力と意義が再認識されています。

また、社会情勢や人々の意識が目まぐるしく変化する時代潮流の中で、精神的な満足や自己実現の喜びにつながる生涯学習やスポーツの持つ力を、人づくりやまちづくりにつなげていくことの重要性が増しています。

【関連データ】

文化芸術に接する機会が増えたと感じる市民の割合

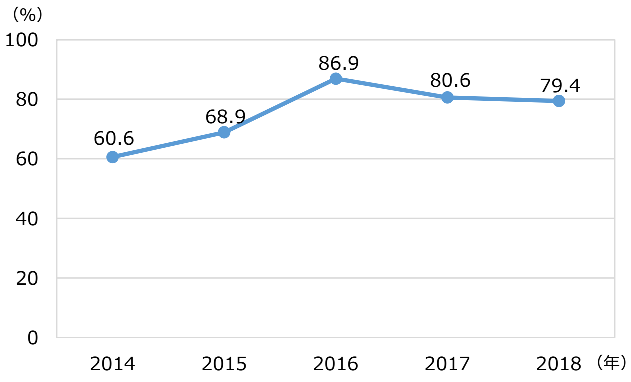

資料）市民意識調査

スポーツ施設の利用者数

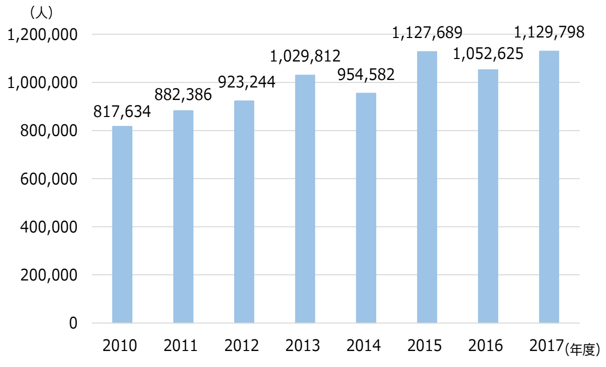

資料）久留米市調査

施策の内容

Ⅰ　創造的な文化芸術活動の推進

久留米シティプラザと久留米市美術館を最大限に活用し、上質で魅力的な文化芸術の鑑賞機会の確保を更に強化するとともに、市内外からの関心を高めるような情報発信の充実や、施設利用における利便性の向上を図ることにより、鑑賞者の増加と交流人口の拡大につなげます。

また、人々が気軽に音楽を楽しむために集い、交流する機会の創出に継続して取り組むとともに、アウトリーチ事業やワークショップ事業等の充実により、次代を担う子どもたちをはじめ、高齢者、障害者、在留外国人など、多様な主体が文化芸術を気軽に体験できる機会の創出に取り組みます。

指標項目	現状値 2018年(平成30年)度	目標値 2025年(令和7年)度
文化施設の利用者数	27.1万人	28.8万人

Ⅱ　生涯学習・スポーツの振興

校区コミュニティ組織等の団体と連携、協力しながら、市民が日常的に学習活動に取り組むことができる魅力ある学習プログラムの提供に加え、その学習成果を地域事業への参画や地域貢献活動につなげる取組を充実します。

また、誰もが、ライフステージに応じて身近な地域でスポーツを楽しみ、健康づくりを進める機会や施設の利用環境を充実させるとともに、市民のスポーツ意識や競技力の向上をはじめ、スポーツ観戦の促進に向けた情報の発信、スポーツを支える人材の育成と確保に取り組みます。

指標項目	現状値 2018年(平成30年)度	目標値 2025年(令和7年)度
成人の週1回以上のスポーツ実施率	52.3%	65.0%

第４節　多様な市民活動が連帯するまち

分類≪２－４≫

大分類（都市の姿）　　　：市民一人ひとりが輝く都市久留米
中分類（施策の方向性）：多様な市民活動が連帯するまち
小分類（施策）　　　　：Ⅰ　地域コミュニティの活性化
　　　　　　　　　　　　Ⅱ　市民活動の活性化

目指す姿

多様化する地域課題の解決や地域の活性化に向けて、地域社会を構成する各主体が、それぞれの特性を生かしながら連携し、自らが暮らす地域を自らの力でよりよくしていく活動が活発に展開されるまちを目指します。

現状と課題

地域のつながりの希薄化や高齢化の進行を背景として、自治会加入率の伸び悩みや参加意識の低下、まちづくり活動の担い手不足などが懸念されており、校区コミュニティや自治会活動の重要性と必要性に対する市民の理解を促進し、主体的な参加につなげる取組を進める必要があります。

また、市民活動においては、新たな活動が芽生えるなど、活動の裾野が広がっており、今後は、活動の継続と活性化が重要となるため、団体の運営基盤の強化や団体間のネットワークの形成を進める必要があります。

【関連データ】

自治会加入世帯数及び加入率

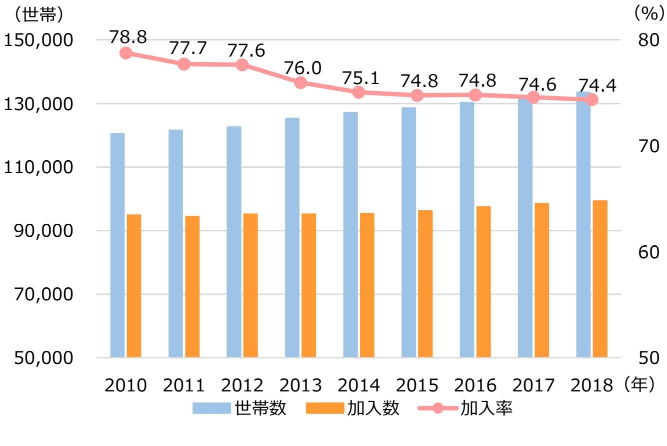

※各年４月１日
資料）久留米市調査

市民の地域活動・市民活動への参加率

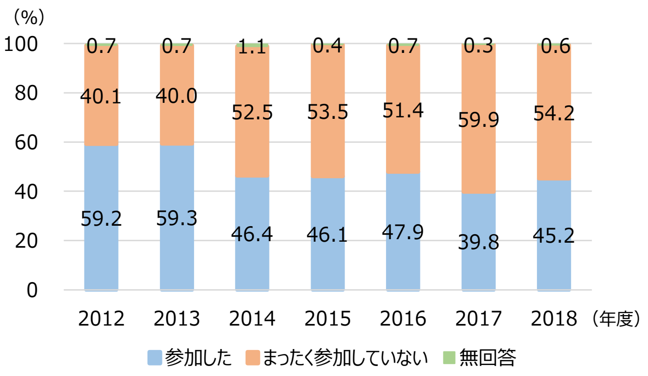

資料）市民意識調査

施策の内容

Ⅰ　地域コミュニティの活性化

校区コミュニティ組織や自治会と連携しながら、住民自治意識の醸成を図るための地域情報の発信を強化するとともに、ＰＴＡ役員経験者等に地域活動への参加を促すなど、新たな担い手の育成や確保に努め、自治会への加入促進やまちづくり活動の活性化に取り組みます。

また、まちづくり活動の基盤を維持するため、拠点施設の整備や校区間での情報共有のほか、人材育成などの持続可能な組織運営のための支援を行うとともに、地域の特性や実情に応じたまちづくり活動の活性化に向けた支援を充実します。

指標項目	現状値 2018年(平成30年)度	目標値 2025年(令和7年)度
自治会加入世帯数（累計）	99,305世帯	102,000世帯

Ⅱ　市民活動の活性化

地域課題の解決に向けた多彩な市民活動が活発に展開されるよう、様々な情報や活動の場の提供を行う市民活動サポートセンターの機能を充実するとともに、社会福祉協議会との連携により、中間支援組織としての相互の役割を強化し、市民活動団体の運営や活動の支援に取り組みます。

また、学生のまちづくり活動の支援など市民活動の担い手の育成を進めるとともに、地域コミュニティ組織やＮＰＯ[※]、ボランティア団体、事業者、大学等が、それぞれの特性を生かしながら活動できるよう、情報の共有化や相互理解を深めることができる環境づくりに取り組みます。

指標項目	現状値 2018年(平成30年)度	目標値 2025年(令和7年)度
地域活動・ボランティア活動の団体数（累計）	328団体	370団体

[※] NPO ：自主的、自発的に公益的な活動を行い、利潤追求、利益分配を目的としない民間団体の総称。
「Non Profit Organization」又は「Not for Profit Organization」の略。

第５節　子どもの笑顔があふれるまち

分類≪２－５≫

大分類（都市の姿）　　：市民一人ひとりが輝く都市久留米
中分類（施策の方向性）：子どもの笑顔があふれるまち
小分類（施策）　　　　：Ⅰ　安心して産み、育てられる環境の充実
Ⅱ　子どもの健やかな育ちの保障
Ⅲ　未来へつながる教育と学びの充実
Ⅳ　安心して学べる教育環境づくりの推進

目指す姿

子どもや子育てが地域全体で支援され、安心して子どもを産み育てられる環境の中で、全ての子どもが希望を持って成長できる、子どもの笑顔があふれるまちを目指します。

また、次代を担う子どもたち一人ひとりが大切にされ、未来を支える人づくりにつながる、教育が充実したまちを目指します。

現状と課題

現在の子どもを取り巻く環境は、家族形態の多様化や地域のつながりの希薄化、人口減少に伴う地域間の偏在などを受け、家庭や地域の子育て力と教育力の低下が懸念されています。

こうした背景のもと、減少しない保育ニーズや地域で孤立する子育て家庭への支援、深刻な事案が後を絶たない児童虐待の防止といった課題に対応し、誰もが安心して子育てでき、すべての子どもが夢や希望を持って健やかに成長することができる環境の整備を進めていく必要があります。

また、次代を担う子どもたちが、ふるさと久留米への愛着と誇りを育みながら、生きる力を身につけ、自立した人間として成長できるよう、学校、家庭、地域が連携した教育を引き続き推進していくとともに、時代や社会の変化を的確に捉え、未来へつながる教育環境を整えていく必要があります。

【関連データ】

合計特殊出生率

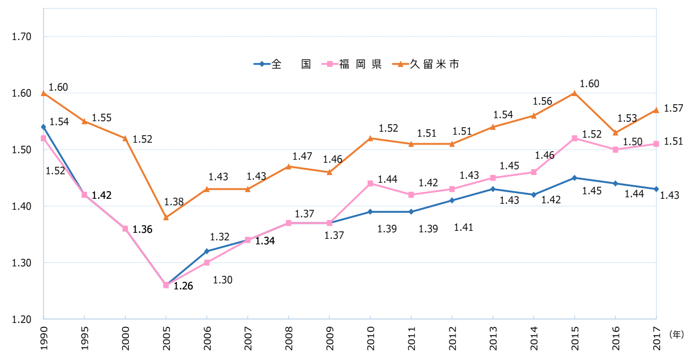

資料）全国及び福岡県：厚生労働省人口動態統計
久留米市：厚生労働省人口動態統計、国勢調査人口、
市住民基本台帳人口と基に算出

18 歳未満の子どもがいる世帯数

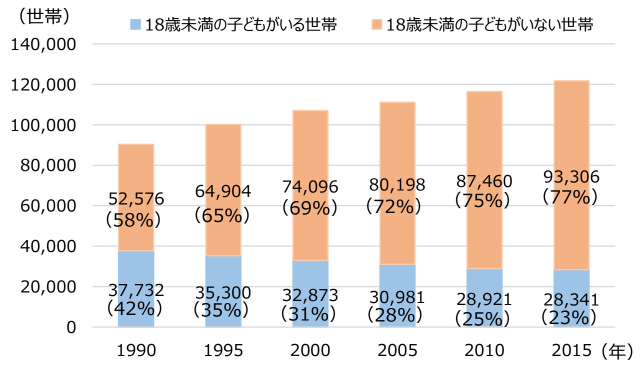

資料）久留米市調査

全国学力・学習状況調査の全国平均正答率との差

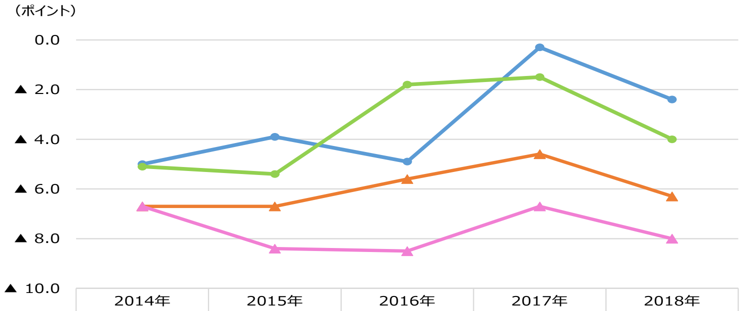

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
小学校国語	▲ 5.0	▲ 3.9	▲ 4.9	▲ 0.3	▲ 2.4
小学校算数	▲ 5.1	▲ 5.4	▲ 1.8	▲ 1.5	▲ 4.0
中学校国語	▲ 6.7	▲ 6.7	▲ 5.6	▲ 4.6	▲ 6.3
中学校数学	▲ 6.7	▲ 8.4	▲ 8.5	▲ 6.7	▲ 8.0

資料）全国学力・学習状況調査

施策の内容

Ⅰ　安心して産み、育てられる環境の充実

　結婚や子育てに関する情報提供と切れ目のない相談支援体制づくりを進めるとともに、保護者の経済的負担軽減への対応、幼児教育・保育や学童保育の需要量に応じた提供と質の向上に取り組みます。

　また、子育て中の保護者同士の自助・共助の取組や、子育て支援に取り組む団体の活動支援により、地域での子どもと子育てを支える体制づくりを進めるとともに、結婚、妊娠、出産、子育ての希望がかなう環境づくりに向けて総合的に取り組みます。

指標項目	現状値 2017 年(平成 29 年)度	目標値 2025 年(令和 7 年)度
合計特殊出生率[※]	1. 57	1. 67

[※] 合計特殊出生率　：15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

Ⅱ　子どもの健やかな育ちの保障

子どもが成長していく上で、困りごとを抱え込んだり、生きづらさを感じたりすることがないよう、発達が気になる子どもへの支援をはじめ、児童虐待の防止と子どもの権利擁護、青少年の非行防止と健全育成に向けた取組など、関係機関との緊密な連携を図りながら、子どもが健やかに育つことができる環境づくりを進めます。

指標項目	現状値 2018年(平成30年)度	目標値 2025年(令和7年)度
自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合	(小) ▲0.7 (中) ▲7.6 全国平均(小)：84.0% (中)：78.8%	小中学校ともに 全国平均以上

Ⅲ　未来へつながる教育と学びの充実

児童生徒の学力の保障と向上に向けて、質の高い授業づくりに向けた研究と実践を進めるとともに、放課後等の学習会による学習習慣の定着を図ります。あわせて、これからの子どもたちの学びの基盤となるＩＣＴ[※1]の活用やプログラミング教育の推進、外国語教育の充実に取り組みます。

また、郷土の文化や自然に親しみ、誇りと愛情を育むための「くるめ学」などの取組や質の高い文化芸術に触れ、感性や創造性を育む取組など、特色ある教育を進めます。

指標項目	現状値 2018年(平成30年)度	目標値 2025年(令和7年)度
全国学力・学習状況調査の全国平均正答率との差	(小) 国 ▲2.4 算 ▲4.0 (中) 国 ▲6.3 算 ▲8.0 全国平均(小)国：125.7 (小)算：115.4 (中)国：138.1 (中)算：114.2	全教科区分で 全国平均以上

注)各教科、調査A(知識)及び調査B（活用）の合計値

Ⅳ　安心して学べる教育環境づくりの推進

学校や家庭、地域が連携し、子どもたちが豊かな心と高い人権感覚を身に付けることができるよう支援するとともに、<u>いじめや不登校の早期発見、早期対応、障害を持つ子どもや日本語習得に関して支援が必要な子どもへの支援体制の充実などを通じて、自尊感情や自己有用感[※2]を高める取り組みを進めます。</u>

[※1] ICT　　　：情報通信技術。「Information and Communication Technology」の略。
[※2] 自己有用感：他者や集団との関係の中で、自分の存在を価値あるものとして受け止める感覚。

また、地域の人材や専門家、ＩＣＴ等を活用して、教員の働き方改革を進めるとともに、計画的に学校の施設や設備を整備します。あわせて、学校教育上の様々な課題が生じる可能性がある過小・過大規模校への対応に取り組みます。

指標項目	現状値 2019 年(平成 29 年)度	目標値 2025 年(令和 7 年)度
学校に行くのが楽しいと思う児童生徒の割合	（小）▲0.8 （中）▲1.2 全国平均(小)：85.9% (中)：81.9%	小中学校とも 全国平均以上

第６節　健康で生きがいがもてるまち

分類≪２－６≫

大分類（都市の姿）　　：市民一人ひとりが輝く都市久留米
中分類（施策の方向性）：健康で生きがいがもてるまち
小分類（施策）　　　　：Ⅰ　こころと体の健康増進
　　　　　　　　　　　　Ⅱ　保健医療体制の充実
　　　　　　　　　　　　Ⅲ　高齢者・障害者の社会参加の推進

目指す姿

市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組む高い意識を持ち、個人の健康を地域社会全体で支え合うとともに、質の高い医療を享受でき、保健所機能や健康危機管理体制が充実した、健康都市の実現を目指します。

また、高齢者や障害者などの個人の特性やライフスタイルに応じて社会参加ができ、自分らしく健康で、生きがいを持つことのできるまちを目指します。

現状と課題

誰もが生涯を通じて質の高い生活を送り、生き生きと活動し続けるためには、心身の健康を増進し、健康寿命[※]を伸ばす必要があります。あわせて、それらを支える質の高い医療を安定的に供給するとともに、感染症や自然災害による健康リスクに対する体制づくりを行う必要があります。

また、高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るためには、できる限り地域と関わり、活動等に参加することが重要になっています。このため、高齢者における生きがいづくりや健康づくりの推進をはじめ、障害者の就労に関する支援や必要な情報が容易に取得できる環境の整備など、高齢者や障害者が、これまで以上に積極的に社会参加ができる環境を整える必要があります。

【関連データ】

男性の健康寿命

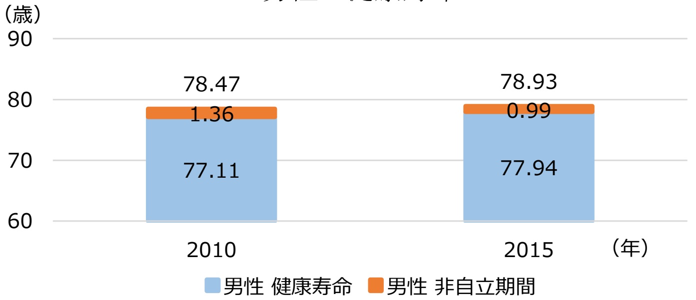

資料）久留米市調査

女性の健康寿命

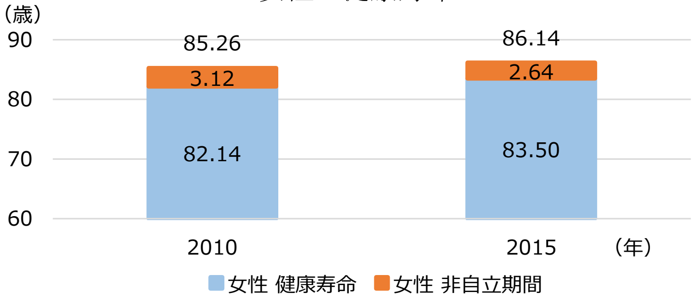

資料）久留米市調査

［※］健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

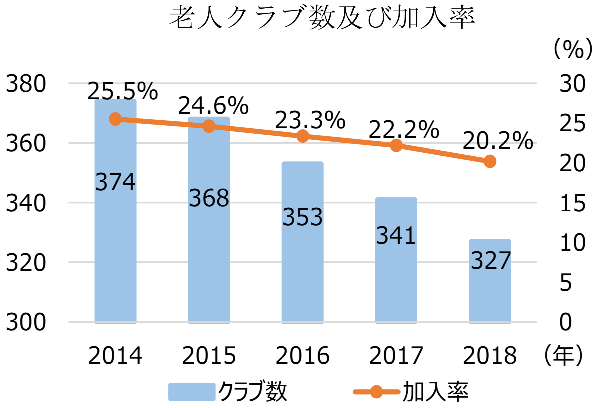

資料）久留米市調査

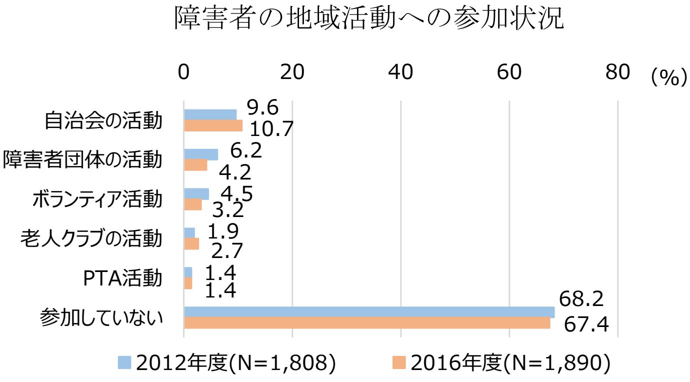

資料）久留米市調査

施策の内容

Ⅰ　こころと体の健康増進

生活習慣病の発症や重症化予防対策として、各種健（検）診の受診率の向上に取り組むとともに、市民一人ひとりが主体的に健康の増進に取り組む意識づくりや、幅広い世代の健康づくりに取り組みます。

また、こころの健康に関する周知や啓発、相談窓口の充実に取り組むとともに、誰も自殺に追い込まれることのないよう、地域や職域、関係機関等との連携強化に取り組みます。

さらに、これらの施策展開の核となる保健所等の機能充実や施設整備について、引き続き検討を進めます。

指標項目	現状値 2018年(平成30年)度	目標値 2025年(令和7年)度
各種がん検診の平均受診率	16.9%	30.0%

Ⅱ　保健医療体制の充実

地域の医療機関などとの連携により、ドクターカー[※]運行事業や夜間の小児救急医療体制の安定的な運営など、質の高い医療を安心して受けることができる救急医療体制の確保に取り組むとともに、市民に対して適正受診の周知啓発を図り、救急外来の適正利用と医療費の抑制を推進します。

また、感染症や食中毒の予防と拡大防止の取組の強化に加え、新型インフルエンザ等の新たな感染症の発生や自然災害時の健康被害などに迅速に対応できる体制を整備し、充実します。

[※] ドクターカー：重症患者の救命率の向上や後遺症の軽減を図るため、久留米大学病院、久留米広域消防本部との連携のもと、大学病院の医師と看護師が同乗した救急車。

指標項目	現状値 2018年(平成30年)度	目標値 2025年(令和7年)度
心肺停止者の発症一ヶ月後の生存率	20.0%	20.0%

Ⅲ　高齢者・障害者の社会参加の推進

高齢者の地域活動を通じた健康づくりをはじめ、多世代交流の促進などによる仲間づくりや、高齢者の生きがいづくりにつながる学習意欲の向上と運動習慣の定着を促進するとともに、地域住民主体の介護予防活動の支援に取り組みます。

また、障害者の生きがいづくり支援や社会参加に向けて、誰もが必要とする情報を円滑に利用できる環境の構築をはじめ、文化芸術やスポーツ活動に参加する機会の充実、障害者への理解を深めるための啓発や広報に取り組むとともに、障害者の就労に関する相談体制の充実を図ることで、就労の場の確保につなげます。

指標項目	現状値 2018年(平成30年)度	目標値 2025年(令和7年)度
住民主体の介護予防活動の場の数（累計）	96箇所	150箇所

第７節　お互いのやさしさと思いやりの見えるまち

分類≪２－７≫

大分類（都市の姿）　　　：市民一人ひとりが輝く都市久留米
中分類（施策の方向性）：お互いのやさしさと思いやりの見えるまち
小分類（施策）　　　　：Ⅰ　支え合う地域づくりの推進
　　　　　　　　　　　　Ⅱ　高齢者・障害者福祉の充実
　　　　　　　　　　　　Ⅲ　生活困窮や子どもの貧困対策の充実

目指す姿

制度や分野ごとの縦割り、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えてつながる地域共生社会の実現に向けて、高齢者や障害者、生活困窮者等への支援はもとより、地域住民一人ひとりが住み慣れた地域で相互に支え合い、やさしさと思いやりの心を持って暮らし続けることができるまちを目指します。

現状と課題

少子高齢化や人口減少社会の進行、人々の暮らしの変化等により、人と人、人と地域とのつながりが弱まっていることが社会的孤立を引き起こし、健康や貧困など様々なリスクの連鎖や複合化、深刻化につながっていくことが課題となっています。こうした生活課題を地域住民や関係団体が把握し、解決を試みるため、地域における包括的な支援体制の整備を通じて、誰もが安心して暮らすことができる仕組みを構築する必要があります。

また、高齢者や障害者、生活困窮者など、生活をしていく上で何らかの支援を必要とする人々が、地域において生き生きと自立し、安心して暮らしていくためには、地域や関係団体からの支援とともに、ニーズに応じた適切なサービスや活動が展開される必要があります。

【関連データ】

近所との付き合いの程度

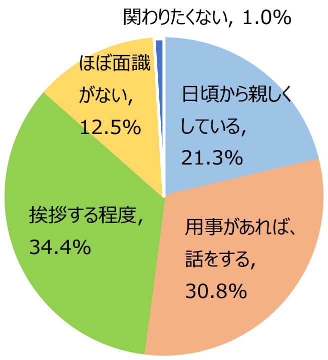

資料）市政アンケートモニター

各相談窓口の相談件数の状況

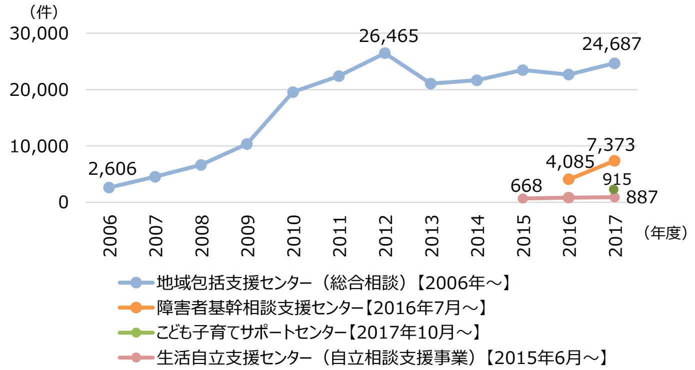

資料）各相談窓口資料を基に作成

施策の内容

I　支え合う地域づくりの推進

地域で支え合う共助意識を醸成し、地域住民の課題解決力や支援を受ける力を高め合うとともに、住民と支援を行う関係機関との連携による支え合いの仕組みを強化するなど、地域福祉の推進に向けて、住民や関係団体が主体的かつ相互に、生活課題の解決を試みるための包括的な支援体制づくりに取り組みます。

指標項目	現状値 2018年(平成30年)度	目標値 2025年(令和7年)度
地域での見守り訪問活動件数	226,650件	296,000件

II　高齢者・障害者福祉の充実

地域包括支援センター[※1]を核とした総合相談窓口機能の強化をはじめ、地域と多様な専門職が連携した支援の拡充、認知症の早期診断と早期対応の推進、認知症の人や家族への地域全体での支援など、高齢者が地域で自立して生活できる取組を進めます。

また、障害者が共同して生活する住居や多様な日中活動を行う施設の整備に加え、様々な在宅福祉サービスの充実に取り組むとともに、基幹相談支援センター[※2]など相談支援体制の充実に取り組みます。

指標項目	現状値 2018年(平成30年)度	目標値 2025年(令和7年)度
地域包括支援センター及び障害者基幹相談支援センターの総合相談件数	33,734件	46,000件

III　生活困窮や子どもの貧困対策の充実

生活に困窮する人の自立に向けて、関係機関と連携しながら、相談者に寄り添った切れ目のない早期の支援を包括的かつ継続的に行います。

また、生活面や経済面に課題を抱えているひとり親家庭への支援に取り組むとともに、生活困窮など困難を抱える子どもが貧困の連鎖を断ち切り、希望に満ちた将来を展望できるよう、自立に必要な力の育成を支援する取組を進めます。

指標項目	現状値 2018年(平成30年)度	目標値 2025年(令和7年)度
生活自立支援センターの相談支援件数	1,035件	1,035件

[※1] 地域包括支援センター：保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士などが中心となって、専門分野を活かしつつ、互いに連携をとりながらチームとして総合的に高齢者の支援を行う機関。

[※2] 基幹相談支援センター：地域における障害のある方の相談支援の拠点として、あらゆる障害に対する総合的な相談業務や、相談支援事業所に対する支援等の業務を実施する機関。

各　論

第３章　活力あふれる中核都市久留米

久留米市は、これまであらゆる分野で創造性を発揮し、知恵と技術による総合力を蓄えてきました。特に、ゴム３社をはじめとする基幹産業や久留米絣に代表される伝統産業など、「ものづくりの拠点」として繁栄してきました。加えて、人々の生活を支える地域商業や県下一の産出額を誇る農業などにより発展の礎を築いてきました。

今日では、バイオや自動車関連産業などの新たな産業が集積しているほか、世界でもトップシェアを誇る企業や高い技術力を持つ企業により、「ものづくり」の精神は、現在も脈々と受け継がれています。

また、久留米市域にとどまらず、福岡県第３の、県南地域の中核都市として、周辺自治体を含む圏域全体の発展にも寄与するなど、一貫した理念の下で、都市としての風格を創り上げてきました。

今後、加速度的に進行する人口減少、超高齢社会において、地域の活力を維持し、持続可能な都市として自立していくためには、地域における確固たる産業基盤の確立と、多様な人材が活躍する環境づくりが不可欠です。

また、ＡＩやＩｏＴなど、ＩＣＴ分野における高度な先進技術の活用が急速に進んでいく中においても、これまで培ってきた技術力を駆使して、新たな時代を先駆的に乗り切りながら、官民一体となって、地域の活性化につなげていかなければなりません。

こうした厳しい状況の中でも、これまで築かれた足腰の強い都市の基盤が、まちの活力につながり、生み出された活力が都市の魅力を向上させ、その魅力が様々な人を惹きつけ、行き交うことにより、更に活気があふれた都市としての発展につながります。

これからも、これまでの歩みを止めることなく、持続的に発展する“活力あふれる中核都市”づくりを進めます。

第１節　知恵と技術を創造するまち

分類≪３－１≫

大分類（都市の姿）　　　：活力あふれる中核都市久留米
中分類（施策の方向性）：知恵と技術を創造するまち
小分類（施策）　　　　：Ⅰ　多様な地域産業の創出と振興
　　　　　　　　　　　　Ⅱ　魅力ある農業の振興
　　　　　　　　　　　　Ⅲ　多様な人材が活躍する労働環境の整備

目指す姿

地域経済をけん引する魅力的な成長分野の産業が創出され、地域商業が活性化し、産業集積が進むことで、新たな雇用の場が生まれる活力のあるまちを目指します。

また、農業者の所得向上や安定的な農業経営により、他産地との競争に打ち勝つことができるブランド力を有した、持続的に成長可能な農業都市を目指します。

さらに、多様な人材がそれぞれの能力を発揮しながら活躍し、その能力やライフスタイルに応じて、多様な職業を選択できる労働環境が整備された、働きやすいまちを目指します。

現状と課題

バイオや自動車産業などの核となる産業の集積が進む中、地域経済が持続的に発展するためには、新産業や新技術の創出と育成をはじめ、産業構造の重層化や高度化、新産業団地の整備などを進める必要があります。

また、農業の担い手不足や農産物の価格低迷、貿易自由化の影響などに対応した高収益型の農業の創出や振興を進めるとともに、農業都市としての認知度向上に取り組む必要があります。

さらに、社会構造の変化に伴う担い手や労働力不足が課題となっており、テレワーク[※]の導入や働き方改革など、多様な人材が活躍できる、時代に即した労働環境の整備が必要です。

[※] テレワーク：情報通信技術を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。

【関連データ】

製造品出荷額

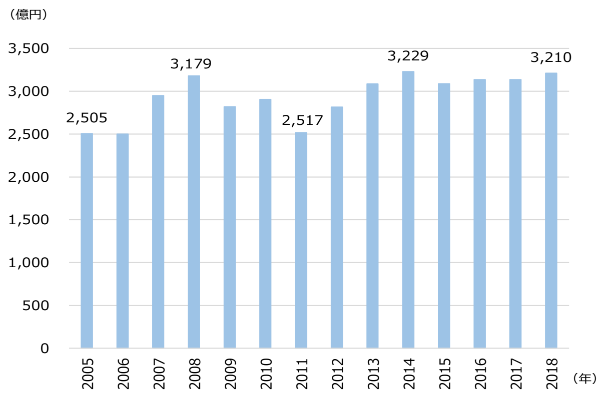

資料）工業統計調査、地域経済分析システム（RESAS）

農業産出額

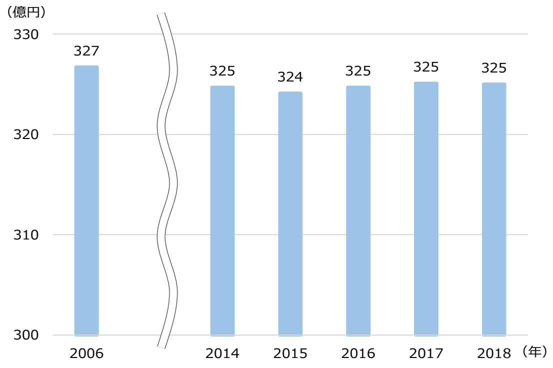

資料）農林水産省「農林水産統計」

施策の内容

Ⅰ　多様な地域産業の創出と振興

地域の特性を生かした産官学金のネットワーク形成や連携強化により、企業の成長段階に応じた多様で切れ目のない支援を通じて、新製品や新技術の研究開発、新産業の創出を促進するとともに、県と連携して推進する「福岡バイオバレープロジェクト[※1]」において、バイオ関連産業の育成と成長を加速させる取組を進めます。

また、将来的に市の基幹産業となりうるＩＣＴなどの成長分野の情報収集や研究、誘致に向けた取り組みを進めます。

さらに、優れた技術や豊かな知恵などの特長を持つものづくり企業の情報発信に加え、国や県と連携した中小企業の経営基盤の強化などの成長支援に取り組むとともに、企業誘致や新たな産業団地の整備を進めます。

あわせて、地場特産品の販売促進、商品開発など、地域商業の更なる振興に向けた支援などにも取り組みます。

指標項目	現状値 2018 年(平成 30 年)度	目標値 2025 年(令和 7 年)度
製造品出荷額	3,210 億円	3,680 億円

Ⅱ　魅力ある農業の振興

多種多様な農産物の生産を振興するため、農業生産施設等の整備を支援するとともに、効率化や高品質生産を実現するスマート農業[※2]を推進します。

［※1］福岡バイオバレープロジェクト：福岡県と連携し、久留米市を中心とする県南地域に、バイオテクノロジーを核とした新産業・バイオベンチャーの創出や、関連企業・研究機関の一大集積拠点（バイオクラスター）の形成を目指す取組。

［※2］スマート農業：ロボット技術や ICT 等の先端技術を活用し、超省力化や高品質生産等を可能にする新たな農業。

　また、法人化や経営の多角化などによる経営力の強化を支援するとともに、次世代の担い手となる新規就農者の育成と確保、人手不足や人材不足を解消するための労働力確保に向けた取組を進めます。
　さらに、道の駅くるめや久留米世界つつじセンター等の拠点施設を活用し、農業や農産物などの情報発信と緑花木産業の振興を図ります。
　あわせて、農産物の知名度や農業都市としてのブランド力を向上させるため、トップセールスや各種メディアを活用したプロモーションなどに取り組みます。

指標項目	現状値 2018年(平成30年)度	目標値 2025年(令和7年)度
農業産出額	325億円	329億円

Ⅲ　多様な人材が活躍する労働環境の整備
　妊娠や出産、育児、介護や治療など、労働者の生活環境と仕事の両立や、テレワークをはじめとした多様な働き方の実現などに取り組む企業を支援します。
　また、国や県、経済団体などと連携し、労働関連法規や働き方改革に関する基本的な考え方、生産性向上への取組に対する支援策の周知に努めるなど、多様な人材が活躍できる働きやすい環境の整備促進に取り組みます。
　さらに、今後増加していくことが見込まれる技能実習生をはじめとする外国人労働者の受入れ態勢づくりなどの支援に取り組みます。

指標項目	現状値 2018年(平成30年)度	目標値 2025年(令和7年)度
労働者数（雇用保険被保険者数）	82,687人	90,000人

第２節　アジアに開かれたまち

分類≪３－２≫

大分類（都市の姿）　　　：活力あふれる中核都市久留米
中分類（施策の方向性）：アジアに開かれたまち
小分類（施策）　　　　：Ⅰ　学術研究都市づくりの推進
　　　　　　　　　　　　Ⅱ　国際性豊かな地域づくりの推進

目指す姿

豊かな文化資源や産業技術が蓄積された学術、文化、産業の創造的な拠点都市を目指すとともに、更なる経済成長が期待でき、様々な分野において交流の可能性があるアジアにつながる国際交流都市を目指します。

また、市民が主体的に取り組む国際協力や国際交流活動が活発に行われ、外国人にとって訪れやすく、住みやすい環境が整備された多文化共生[※]のまちを目指します。

現状と課題

少子化の進行に伴う１８歳人口の減少などにより、学術研究機関を取り巻く環境が大きく変化する中、貴重な地域資源である高等教育機関や試験研究機関等の集積を生かした地域活性化の取組が重要性を増しています。

また、情報通信技術や交通手段の発達、経済のグローバル化により、国際化が急速に進展する中、空港との交通アクセスがよく、世界とつながりやすい特性を生かして、成長著しいアジアの活力を地域の活性化に取り込んでいく必要があります。

さらに、人材の受入れに伴う外国人市民の増加が見込まれるため、互いの国籍や民族、文化や生活習慣の違いを尊重し、交流を深めながら共に暮らしていくことができる環境づくりが必要です。

【関連データ】

大学、研究機関等の研究者数

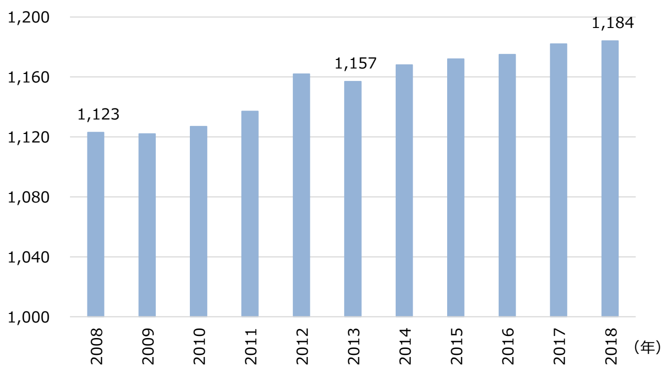

資料）市内研究機関・大学等への調査

市内在住外国人数（国別）

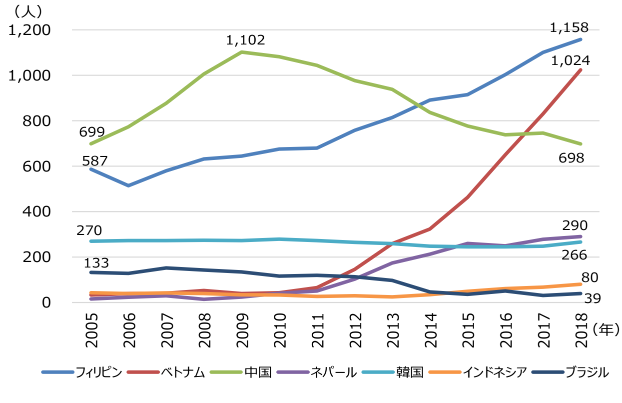

資料）市住民基本台帳月報

施策の内容

Ⅰ　学術研究都市づくりの推進

学術研究機関のネットワークを強化し、相互の連携を促進するとともに、それぞれが持つ特色を生かした研究活動の支援に取り組みます。

また、大学等と地域の連携による地域課題の解決や交流の活性化に取り組むとともに、国や県、民間などの先導的な研究プロジェクトによる研究成果を地域産業へ還元する取組を進めます。

あわせて、学術研究都市としての認知度を向上させるため、市内外に向けた情報発信の強化に取り組みます。

指標項目	現状値 2018年(平成30年)度	目標値 2025年(令和7年)度
大学、研究機関等の研究者数	1,184人	1,190人

Ⅱ　国際性豊かな地域づくりの推進

海外への販路拡大に取り組む事業者を支援するとともに、国や県、関係機関と密接に連携して、地域企業の経営基盤の強化につながる積極的な海外展開の支援に取り組みます。

また、外国人が安心して生活できるように、ワンストップ相談窓口の設置や生活情報の多言語化など必要な支援の充実に向けて、県をはじめ、大学、企業、地域などと連携して取り組みます。

指標項目	現状値 2018年(平成30年)度	目標(推計)値 2025年(令和7年)度
市内在住外国人数	3,940人	5,500人

［※］多文化共生：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

第３節　人と情報が行き交うにぎわいのあるまち

分類≪３－３≫

大分類（都市の姿）　　　：活力あふれる中核都市久留米
中分類（施策の方向性）：人と情報が行き交うにぎわいのあるまち
小分類（施策）　　　　：Ⅰ　にぎわいと憩いの創出
　　　　　　　　　　　　Ⅱ　魅力ある観光の振興

目指す姿

中心市街地の施設や機能を生かし、人、もの、情報などが行き交い、まちを楽しみながら活動できる、にぎわいのあるまちを目指します。

また、豊富な地域資源を生かした観光地づくりが進み、全国や海外からの誘客や、市域を越えた連携が充実した、活力ある交流拠点都市を目指します。

現状と課題

多様化する消費形態やニーズに対応するため、中心市街地における多彩なサービスの提供や快適に過ごすことができる環境整備が必要となっています。

また、市内で開催される学会や大会、イベントでの集客をまちのにぎわいにつなげていくことが必要です。

さらに、点在する観光資源の魅力が十分に認知されていないことから、誘客につながるような周遊性のある観光ルートや受け皿づくりを進めるとともに、その情報を効果的に発信する仕組みづくりが必要です。

【関連データ】

中心商店街の歩行者通行量

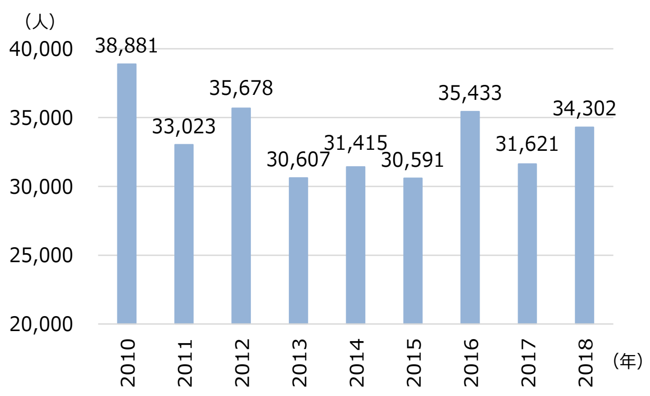

※主要 10 地点における１日の通行量
資料）久留米市調査

観光入込客数

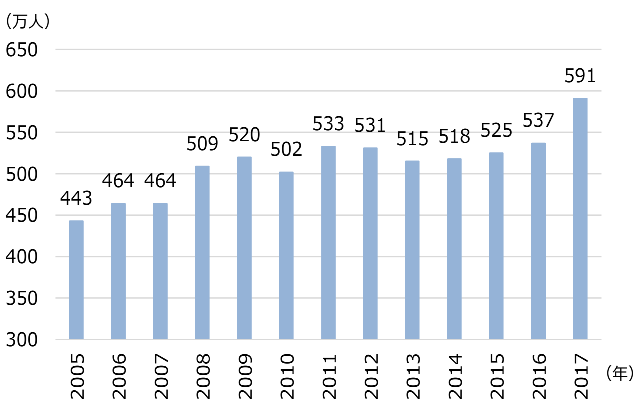

資料）久留米市調査

ＭＩＣＥ開催支援件数・宿泊者数・参加者数

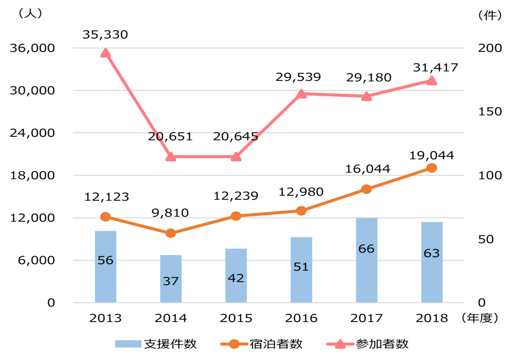

資料）久留米市調査

施策の内容

Ⅰ　にぎわいと憩いの創出

広域求心力の中核を担う中心市街地の活性化を図るため、久留米シティプラザや久留米総合スポーツセンターを活用した学会や大会、イベント開催等による集客を、中心商店街や市内の各分野に経済効果として波及させる取組を進めます。

また、来街者や就業者、居住者のニーズを捉えた多様なサービスの提供や、賑わい拠点としての久留米シティプラザの活用などにより、楽しみと憩いを感じながら快適に過ごすことができる都市空間の形成を促進します。

指標項目	現状値 2018年(平成30年)度	目標値 2025年(令和7年)度
ＭＩＣＥ[※1]開催支援件数	63件	70件

Ⅱ　魅力ある観光の振興

久留米市を訪れる国内外の旅行客の嗜好や動向などを把握し、分析を進めるとともに、ニーズや滞在時間に応じた観光ルートの提案や効果的なプロモーションを通じて、今後も増加が見込まれる外国人観光客をターゲットにした誘客を強化します。

また、市民との協働により、地域の観光素材の発掘と魅力の付加に取り組み、地域に密着した観光振興を進めることで、観光を地域の活力につなげる取組を進めます。

さらに、近隣自治体や事業者などと連携したプロモーションにより、国内外に対して情報を発信し、観光都市としてのブランド力や認知度向上に取り組みます。

指標項目	現状値 2018年(平成30年)度	目標値 2025年(令和7年)度
観光入込客数	≪集計中≫	集計を基礎に設定

［※1］MICE：企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。

第４節　拠点都市の役割を果たすまち

分類≪３－４≫

大分類（都市の姿）　　　：活力あふれる中核都市久留米
中分類（施策の方向性）：拠点都市の役割を果たすまち
小分類（施策）　　　　：Ⅰ　シティプロモーションの強化
　　　　　　　　　　　　Ⅱ　高度医療都市の推進
　　　　　　　　　　　　Ⅲ　都市間連携の推進

目指す姿

福岡県南地域の中核都市として、県や佐賀県東部を含む近隣市町と連携しながら、都市圏としての一体的な活力を持ち、地域をけん引する拠点性と求心力のあるまちを目指します。

また、市民が誇りと愛着を持ち、市外の人からも高く評価される都市としてのブランドを確立させ、将来にわたって魅力にあふれるまちを目指します。

現状と課題

恵まれた自然環境や充実した都市機能をはじめ、歴史と伝統に育まれた特有の産業や文化、利便性の高い地理的条件など、高い成長可能性を秘めた都市として評価されています。このため、拠点都市としての機能や基盤整備を促進するとともに、魅力を磨き上げながら、戦略的かつ効果的な情報発信を行う必要があります。

また、地域をけん引する産業基盤の集積や広域的な高次医療機能に加え、近隣市町が持つ資源や特性との連携を図りながら、人口の維持や地域活力の増進につなげていく必要があります。

【関連データ】

周辺市町間の人口移動

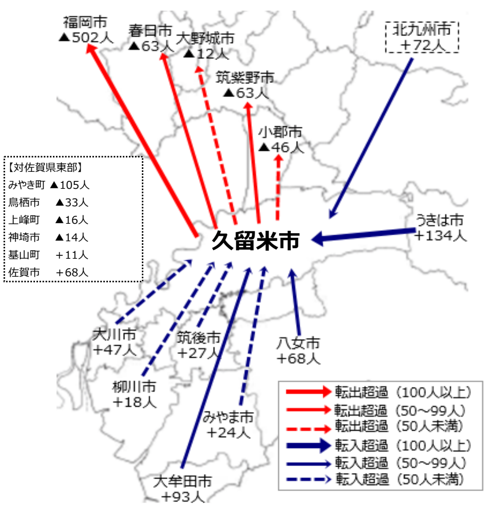

※平成30年度（2018年度）の人口移動
資料）市住民基本台帳月報を基に作成

人口千人当たり病院・診療所数と
1人当たり医療費地域差指数

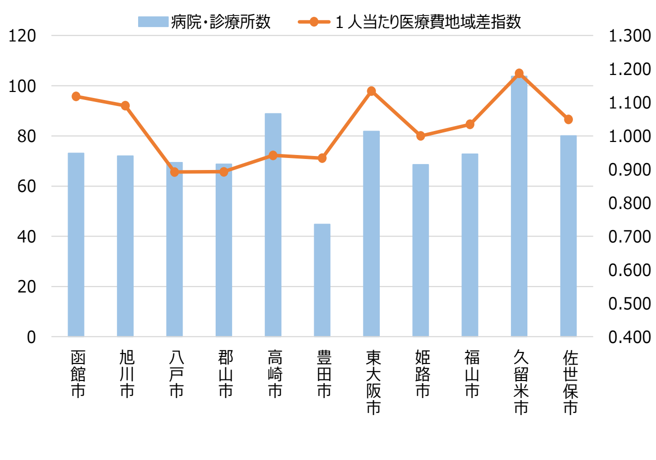

資料）日本医師会HP、厚生労働省「医療費の地域差分析」

施策の内容

Ⅰ　シティプロモーションの強化

豊かな自然や食、文化芸術、ものづくり、健康、医療などの地域資源の魅力向上を図るとともに、ターゲットに合わせた戦略的な情報発信やメディアの活用など、市民との協働による様々なシティプロモーション[※1]活動を行うことにより、移住や定住、交流人口の拡大に取り組みます。

指標項目	現状値 2018年(平成30年)度	目標値 2025年(令和7年)度
住宅を購入した市外からの転入者数	653人	700人

Ⅱ　高度医療都市の推進

高度な医療機関が集積する恵まれた環境を生かし、先進医療技術の開発や導入を促進するなど、質の高い医療の提供体制の充実に取り組みます。さらに、広域医療ネットワークの充実や、より高度で専門的な救急医療機関へ速やかにつなぐ連携体制、国内トップクラスの救急搬送体制などを強化することにより、高度医療都市としてのブランド力を向上させるとともに、安全で安心な広域医療サービスの実現に取り組みます。

指標項目	現状値 2018年(平成30年)度	目標値 2025年(令和7年)度
アザレアネット[※2]参加医療機関数（累計）	189機関	250機関

Ⅲ　都市間連携の推進

地域の一体的な成長や発展をけん引するため、連携中枢都市圏[※3]など近隣自治体との連携により、社会や住民ニーズに対応した効率的かつ効果的な行政サービスを提供します。

また、国の動向なども踏まえて、広域行政の取組の検証や見直し、共通課題に応じた新たな広域連携の枠組みの検討を行い、活力ある都市圏の形成に取り組みます。

指標項目	現状値 2018年(平成30年)度	目標値 2025年(令和7年)度
久留米広域連携中枢都市圏の圏域人口	45.8万人	≪試算中≫ 各市町の人口ビジョン策定状況を踏まえ集計

［※1］シティプロモーション：都市の魅力を戦略的に発信することで、都市の認知度を向上させるとともに、観光誘客や企業誘致、地場産品の販売促進、定住促進につなげていく活動。

［※2］アザレアネット：インターネット回線を利用した医療システムを用いて、患者の同意のもと、情報を開示している施設（病院等）が持つ診療情報を地域の医療機関が共有することで、地域医療の連携強化を目指すネットワークのこと。

［※3］連携中枢都市圏：地方圏域の中心的な役割を果たす中枢都市と近隣の市町村が連携し、人口減少・少子高齢社会でも、一定の圏域人口を有した活力ある社会経済を維持するために形成する圏域。

各　論

第４章　基本計画推進に当たって

今後、ますます加速する超高齢社会、人口減少社会の進行は、久留米市を含めた地方自治体の施策の展開に大きな影響を及ぼします。

これまで、誰も経験したことがない、大きな時代の変化に適切に対応するためには、必要な技術の活用や有用な人材を育成することにより、効率的な施策の展開を図ることが必要です。

一方で、多様で複雑な市民ニーズへのきめ細やかな対応には、地域や市民との協働が不可欠であり、市の現状や課題を行政が積極的に開示するなど、情報の共有と連携の強化を図りながら、相互の信頼関係を構築する協働のまちづくりを進めていく必要があります。

また、ＡＩやＩｏＴなど高度な先進技術の進化により、新しい価値やサービスが次々と創出され、人々に豊かさをもたらしていく社会の到来は、自治体運営や事業にも大きな変革をもたらします。

このような時代や社会の潮流を見極め、優れた技術を効果的に取り入れながら、目指す都市の姿を実現していきます。

第１節　協働によって築かれるまち

分類≪４－１≫
大分類（都市の姿）　　　：基本計画推進に当たって
中分類（施策の方向性）：協働によって築かれるまち
小分類（施策）　　　　：Ⅰ　市民との協働の推進

目指す姿

市民と行政との信頼関係に基づく開かれた行政運営の中で、まちづくりの課題や目的が共有され、まちづくりの様々な分野で市民の力が生かされた、市民と行政が協働していくまちを目指します。

現状と課題

単身世帯の増加など、近年の社会環境の変化により、人々の価値観の変化や生活様式の多様化が急速に進み、人間関係の希薄化が生じるとともに、行政だけでは抱えきれない様々な社会的課題が生じています。

また、地域活動における担い手不足や負担感などの課題が顕在化する中、活動の維持や活性化を図るためには、あらゆる主体が連携してまちづくりを進める必要があります。

さらに、市民にとって分かりやすい、行政情報の効果的な発信手法を工夫するとともに、市民の立場に寄り添った広聴活動により、市政に対する信頼感の向上を図る必要があります。

【関連データ】

世帯数及び世帯平均人数

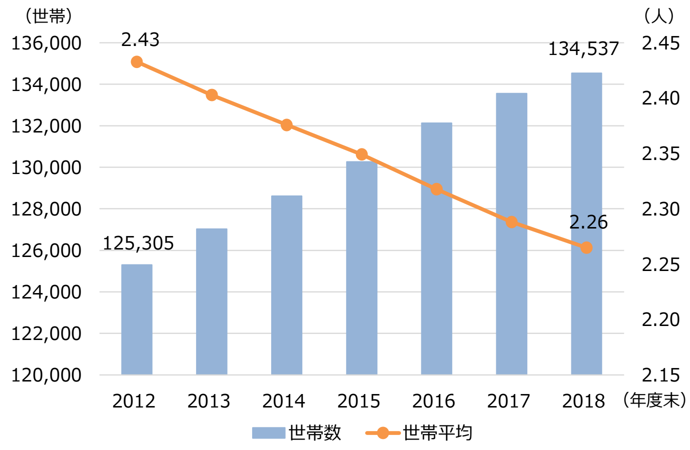

資料）市住民基本台帳月報

市民の声受付件数

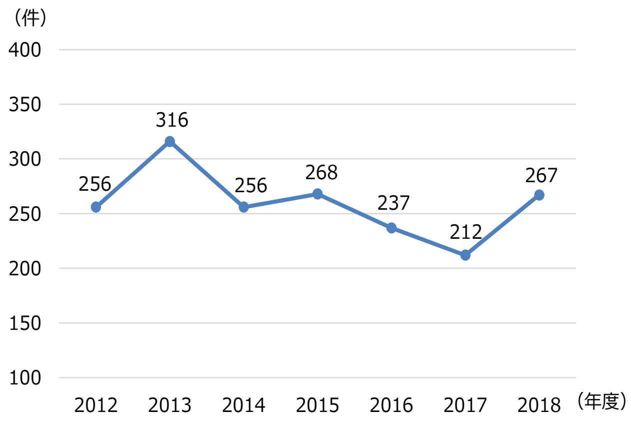

資料）協働推進部統計

施策の内容

Ⅰ　市民との協働の推進

多様化する地域課題を解決するため、行政運営のあらゆる段階で、市民や地域コミュニティ組織などとの協働を推進するとともに、役割分担や情報の共有化、連携の強化を図りながら、市民の主体的なまちづくりに向けた総合的な支援に取り組みます。

また、行政情報が市民に分かりやすく伝わるよう、様々な媒体を活用した広報活動を展開するとともに、市民からの声を広く把握し、施策への的確な反映に努めます。

さらに、ＳＮＳ[※]などを活用して、市民と行政の双方向のコミュニケーションを密にすることにより、情報の共有化と課題解決につながるような仕組みづくりを進めます。

[※] SNS：登録された利用者同士が交流できる、Web サイトの会員制サービス。「Social Networking Service」の略。

第２節　機能的でコンパクトな行政経営を進めるまち

分類≪４－２≫

大分類（都市の姿）　　　：基本計画推進に当たって
中分類（施策の方向性）：機能的でコンパクトな行政経営を進めるまち
小分類（施策）　　　　：Ⅰ　効率的で質の高い行財政運営の推進
　　　　　　　　　　　　Ⅱ　変革に対応できる職員の育成
　　　　　　　　　　　　Ⅲ　計画行政の推進

目指す姿

目指す都市の姿の実現に向けて、自らのまちを創り上げることのできる能力と高い生産性を持ち、社会環境の変化に柔軟に対応できる、機能的でコンパクトな行政経営を目指します。

現状と課題

少子高齢化、人口減少社会の進行による社会保障費の増加や税収の減少に加え、公共施設の老朽化による更新費用の増大や、高度化・多様化する市民ニーズに対応するためには、行財政改革の取組を徹底し、効率的で質の高い行政サービスを提供する必要があります。

また、増大している事務事業や分野横断的な課題に迅速かつ的確に対応できる職員の確保と育成に取り組むとともに、その能力を最大限に発揮できる組織風土の醸成を図る必要があります。

さらに、久留米市新総合計画に掲げる目指す都市の姿を着実に実現するため、施策の方向性に対応した事務事業の効果を点検、評価しながら適切な進捗管理を行う必要があります。

【関連データ】

公共施設老朽化のイメージ

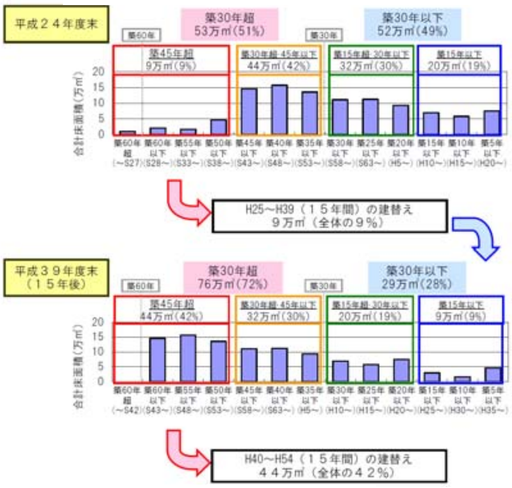

資料）市公共施設白書

歳入と１人当たり地方税収

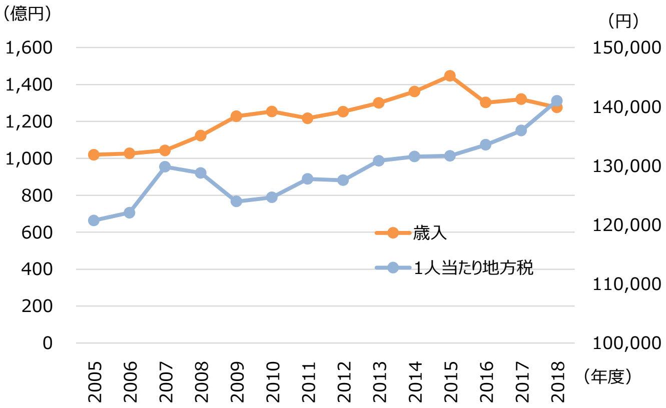

資料）総合政策部「一般会計決算のポイント」

施策の内容

Ⅰ　効率的で質の高い行財政運営の推進

行財政改革の推進に向けて、既存施策の的確性や費用対効果を検証し、歳入歳出の両面から大胆に見直しを進めるとともに、ＩＣＴなどの最新技術を積極的に活用し、より効率的で質の高い市民サービスの提供に取り組みます。

また、公共施設管理の最適化を進めるとともに、市民会館跡地などの公有地について効率的な利活用の検討を進めます。

Ⅱ　変革に対応できる職員の育成

安定した行政サービスを提供していくため、多様な知識と経験を有した人材の確保をはじめ、人事評価制度の運用や幅広い人材の登用、テレワークなどの新たな働き方の検討などに取り組みます。

また、性別や職種、職位に関係なく、主体的にキャリア形成[※]を進めることができる人材の育成と組織の活性化などに取り組みます。

Ⅲ　計画行政の推進

今後、更に厳しい財政環境が見込まれる中、社会環境の変化に柔軟に対応しながら、基本計画に掲げる施策を着実に推進するため、事業計画を策定し、施策の具体化と推進を図ります。

また、進捗状況や課題等の評価と検証を行いながら、効率的で効果的な事業展開に取り組みます。

[※] キャリア形成：関連した職務経験の連鎖を通した職業能力の形成。

土地利用計画

国土利用計画法第８条の規定に基づき、久留米市国土利用計画として、久留米市の区域における土地の利用に関する基本的事項を定めるものです。

第１節　土地利用に関する基本方針

１　土地の特性と利用状況

（１）地理的特性

福岡県の南西部に位置し、東西 32.27km、南北 15.99km、面積 229.96k㎡で、人口は県下第３位の都市です。

（２）交通特性

九州自動車道や国道幹線道路をはじめ、九州新幹線、ＪＲ、西鉄の鉄道網、福岡空港や佐賀空港へのアクセスが充実しています。

（３）土地の利用状況

平成３０年３月末における土地利用の状況は、久留米市域 229.96ｋ㎡のうち、農用地は 8,600ha(37.4%)、森林 3,380ha(14.7%)、水面・河川・水路 2,181ha(9.5%)、道路 1,591ha(6.9%)、宅地 4,149ha(18.0%)、その他 3,095ha(13.5%)です。

２　土地利用の基本方針

（１）基本理念

本市の土地利用にあたっては、「公共の福祉の優先」を基本に、自然環境との調和や土地の多面的な公益機能に配慮しつつ、長期的視点に立った総合的で計画的な「水と緑の人間都市」の形成と未来への継承を基本理念とします。

（２）基本方針

①　ネットワーク型のコンパクトな都市づくり

県南の中心的役割を担う都市機能を有した中心拠点と、暮らしに密着した生活拠点の充実を図り、コンパクトな都市づくりを進めます。

また、その拠点間を公共交通や幹線道路網で結びつけ、相乗的な魅力を発揮できるネットワーク型の都市づくりを進めます。

②　美しい郷土を次世代へ引き継ぐ都市づくり

環境負荷低減に向けた取組を進めるとともに、秩序ある土地利用を図りながら自然環境や景観の保全に取り組み、人と自然、自然と都市が共生する美しい郷土を次の世代に引き継ぐ都市づくりを進めます。

③　安全で安心な市民生活が送れる都市づくり

国や県との十分な連携を図りながら、地域との協働により、防災力の向上や災害に強い都市基盤の整備を進めます。

また、セーフコミュニティの仕組みを生かし、防犯や交通安全など、安全・安心を重視した都市づくりを進めます。

④　活力を生み出す都市づくり

本市の自然や歴史、地域の特性を生かし、収益性の高い農業や魅力ある地域観光の振興に取り組むとともに、産業基盤の整備や新たな産業の創出に向けた取組を進めます。

また、交通の特性を生かした経済活動の活性化や定住促進につながる取組を進め、持続可能な都市づくりを進めます。

⑤　県南の拠点としての役割を果たす都市づくり

県南の中核都市としての機能や基盤整備を行うなど、広域的な視点に立った都市づくりを進めます。

3　利用区分別の土地利用の基本方針

（１）農用地

農業振興地域については、基幹的な担い手への利用集積を進めるなど継続的な農用地の保全を図ります。

市街化区域[※1]内や用途地域[※2]内、公共交通の利便性が高い区域に位置する農用地については、地域特性や周辺の土地利用との調和、防災機能等を十分に考慮しながら、その位置的ポテンシャルを生かした計画的な土地利用への転換を検討します。

（２）森林

木材生産に加え、水源かん養、土砂流出防止等の山地災害防止、保健休養機能など森林の多様な機能と役割に応じた整備を進めます。

（３）水面（農業用ため池）・河川・水路（農業用用排水路）

水面（農業用ため池）については、農業用水の活用以外にも災害防止の観点から、危険度や受益規模等を考慮しながら、可能な限り自然環境に配慮した計画的な整備、保全に努めます。

また、市街化区域内の水面については、利用状況や自然環境、生物多様性保全等の検証を行い、新たな活用に向けた検討を進めます。

筑後川やその支川については、国や県の河川整備計画に基づき、治水や防災対策に向けた取組を促進するとともに、筑後川流域沿線自治体と協力し、筑後川の総合的な活用と整備を進めます。

また、市管理河川については、河川改修事業を着実に進めるとともに、近年頻発する集中豪雨による市街地の浸水被害の軽減に向け、浸水対策事業や雨水の流出抑制対策を進め、治水、防災機能の充実を図ります。

水路（農業用用排水路）については、自然環境や生物多様性保全に配慮しながら、計画的な整備を図るとともに、従来からの地域主体の維持管理等への支援にも継続的に取り組みます。

（４）道路

広域幹線道路については、国や県と連携を図りながら、バイパス等の新設や現道拡幅による機能向上など早期整備に向けた取組を進めます。

また、市域内の生活拠点間を結ぶ幹線道路や地域内幹線道路に加え、筑後川堤防道路については、広域幹線道路や緊急輸送路としての補完的機能があるため、更なる整備促進を図ります。

[※1] 市街化区域：都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発、整備する区域で、既に市街地を形成している区域及びおおむね１０年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

一方で、交通渋滞が慢性化した主要な大規模交差点の改良を行うとともに、安心して利用できる自転車通行空間や歩行空間の確保など、道路環境の改善に取り組みます。

農林道については、生産性向上をはじめ、農林地の維持管理、農村集落の生活環境や利便性向上など多様な機能を有しており、今後も一般道路との整合性や安全、防災への配慮を図りながら、自然環境や生活環境と調和した効率的かつ計画的な整備を進めます。

（５）宅地

住宅地については、持続可能な都市の形成に向けて、鉄道駅周辺等への定住誘導を進めます。中心拠点においては、主要駅を中心に市街地再開発の促進や低未利用地の有効利用等を通じて、利便性が高く、賑わいのある拠点づくりを進めるとともに、地域生活拠点では、鉄道駅周辺のポテンシャルや地域の特性を生かした定住環境の整備を図ります。

工業用地については、新たな産業の創出をはじめ、企業の立地動向や設備投資の動向、既存企業の業態転換や規模拡大等に対して的確に対応するために、その受け皿となる工業用地を適正に配置し、新たな産業団地の整備に取り組みます。

なお、新たな工業用地の確保にあたっては、交通条件の優位性や周辺環境との調和を図りながら、計画的かつ適正な規模の用地確保に向けた土地利用の調整を行います。

（６）その他

公共施設については、将来の都市構造や圏域に果たす役割等を考慮し、再配置の取組との整合性を図りながら、計画的かつ適正な用地の取得、廃止を行います。

公園や文化財、史跡については、将来の都市構造や地域の状況を考慮し、適正な配置計画に基づき、用地の取得、廃止を行います。

また、公共下水道等の普及、促進による生活排水処理の推進や、循環型社会の形成に必要な用地については、既存の公有地を有効活用するなど効率的な土地利用を図ります。

[※2] 用途地域：都市機能の維持・増進や住環境の保全等を目的とした土地の合理的利用を図るため、建築物の用途・容積率・建ぺい率及び各種の高さについて制限を行うもので、住宅系・商業系・工業系など 12 種類に区分して定める。

第２節　土地の利用区分ごとの規模の目標及び地域別の概要

1　土地利用区分ごとの規模目標

（1）計画の目標年次

土地利用計画の目標年次は令和７年度とし、基準年次は平成２９年度とします。

（2）利用区分ごとの目標値

土地利用区分は、農用地、森林、原野、水面･河川･水路、道路、宅地、その他の地目区分とします。

なお、それぞれの規模目標については、利用区分別の現況と推移に基づき、各種将来計画を参考として設定しており、確定したものではありません。

〔上段：面積（ha)、下段：構成比（%)〕

地目		平成２９年度 (基準年次)	令和７年度 (目標年次)	増減 (基準年次－ 目標年次)
農用地		8,600 37.4%	8,519 37.0%	△81
森林		3,380 14.7%	3,380 14.7%	0
原野		0 0.0%	0 0.0%	0
水面・河川・水路		2,181 9.5%	2,186 9.5%	5
道路		1,591 6.9%	1,623 7.1%	32
宅地		4,149 18.0%	4,189 18.2%	40
	住宅地	2,917 12.7%	2,934 12.8%	17
	工業地	147 0.6%	171 0.7%	24
	その他	1,085 4.7%	1,084 4.7%	△1
その他		3,095 13.5%	3,099 13.5%	4
合計		22,996 100.0%	22,996 100.0%	0

2　地域別の概要

（1）地域区分

地域区分は、都市計画法に基づく線引き都市計画区域[※1]における市街化区域と市街化調整区域[※2]、非線引きの都市計画区域とします。

現在、市域には２つの異なる都市計画区域が存在しており、全市的な視点に立った都市計画の導入については、引き続き調査、検討を進めます。

（都市計画区域の現状）

・旧久留米市：久留米小郡都市計画区域（線引き都市計画区域）
・旧田主丸町：田主丸都市計画区域（非線引き都市計画区域）
・旧北野町：北野大刀洗都市計画区域（非線引き都市計画区域）
・旧三潴町･旧城島町：筑後中央広域都市計画区域（非線引き都市計画区域）

（2）地域別の概要

①　線引き都市計画区域（市街化区域）

今後の市街化区域については、本格的な人口減少社会に対応した持続可能な都市の形成に向けて､都市再生や土地の高度利用を基本に再整備を進めます。

特に、行政･経済･教育･文化･医療機関など高次都市機能[※3]が集積する中心拠点については､鉄道駅を中心に蓄積されてきた都市基盤や交通利便性のストックを生かし､市街地再開発事業等の手法を用いて都市の再生を進めます。

また、中心拠点・地域生活拠点の周辺部においては、良好な居住環境整備に向けて､道路や公園など社会資本の計画的な更新を行うとともに、都市環境の保全や災害防止の観点から、農地や緑地の計画的な保全に取り組みます。

②　線引き都市計画区域（市街化調整区域）

市街化調整区域については、農業や林業等の生産機能、治山治水等の防災機能、農業集落の生活の場など重要な役割を担っているため、優良農地の保全に努めるとともに、農業生産基盤の整備、公共下水道事業や浄化槽等の生活環境整備に引き続き取り組みます。

また、鉄道駅や地域特性を生かした拠点づくりを行うため、周辺環境に配慮しながら開発条例の見直し等を行い、居住環境の充実を図ります。

[※1] 線引き都市計画区域：都市計画区域を、計画的に市街化を図る市街化区域と市街化を抑制する市街化調整区域に分けること。都市計画法では「市街化区域及び市街化調整区域の区域区分」と称している。

[※2] 市街化調整区域　：都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制する区域。農林漁業用の建物や、一定規模以上の計画的開発などを除き開発行為は許可されず、また、原則として用途地域や市街化を促進する都市施設は定めない。

[※3] 高次都市機能　：行政、教育、文化、情報、商業、交通、娯楽など、住民生活や企業の経済活動に対して日常生活の圏域を超えて広域的に影響力のある、質の高いサービスを提供する機能。

③　非線引き都市計画区域

非線引き都市計画区域において用途地域を指定した地域については、定められた用途に適切に対応した土地利用を進める一方、行政機関や商業、病院など地域の生活に必要な施設が集積している区域を地域の核となる生活拠点として、その維持、充実に向けた取組を進めます。

一方で、鉄道駅や幹線道路等のポテンシャルを生かした産業振興、鉄道駅の周辺やバスの利便性の高い地域への定住誘導に際しては、周辺の自然環境に配慮するとともに、農業上の土地利用との調整を図りながら、計画的な土地利用への転換に取り組みます。

第３節　目標を達成するための重点的な取組

１　土地利用計画の整備方針

土地利用基本計画で定められる都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域については、適切な土地活用を進めるために、以下のような取組を行います。

（１）都市地域

都市地域は、これまでに投資や整備を進めてきた都市施設等の蓄積を生かした都市の再生や高度利用を基本に、都市景観の向上やユニバーサルデザインに配慮し、持続可能な都市の形成に取り組みます。

また、鉄道駅や幹線道路等のポテンシャルを生かした新産業団地整備や居住誘導については、農業上の土地利用との調整を図りながら、計画的な都市的土地利用への転換や農地保全に取り組みます。

（２）農業地域

農業地域は、農業振興地域内に農用地区域を設定し、土地利用型農業[※1]推進のための土地改良事業や農道、用排水路整備により生産性の向上を図ることで、優良農地の保全に努めるとともに、認定農業者[※2]や集落営農組織[※3]、新規就農者など多様な担い手の育成に取り組みます。

（３）森林地域

森林地域は、林業の振興を図るため、林道整備等の基盤整備を推進するとともに、水源かん養機能や防災機能等の公益的機能の向上、保健休養機能を生かした整備、保全に取り組みます。

（４）自然公園地域

自然公園地域は、県の筑後川県立自然公園の整備、保全の方針に基づく規制、誘導に基づいて、豊かな自然環境を保全するとともに、地域特性を生かした森林の多面的で総合的な利用に取り組みます。

２　土地利用にかかる環境の保全、安全性及び快適性の確保

環境や景観の保全については、河川やため池等の水辺空間の整備において、生物多様性や景観、親水機能に配慮した整備を行うとともに、本市のシンボルである筑後川や耳納山系に象徴される風情ある景観や地域固有の美しい街並みなど魅力ある景観づくりを市民、事業者、行政が一体となりながら、持続的に取り組みます。

安全性については、治水事業を中心とした総合的な防災対策において、様々な災害情報の収集や分析に基づき、安全で安心できる土地利用の誘導に取り組みます。

[※1] 土地利用型農業：米麦大豆などに代表され、反当たりの収入は低いが、農地を大規模に使い、作業の多くが機械化されている農業。

[※2] 認定農業者　：農業経営基盤強化促進法に基づいて、自らの創意工夫により農業経営の改善を進めようとする計画を市町村長に提出し、その認定を受けた農業者。

[※3] 集落営農組織　：集落を単位とし、生産行程の全部または一部について共同で取り組む組織。

快適性については、都心部において、市街地再開発事業を推進することで土地の高度･有効利用を図るとともに、街路樹の植栽、都市公園の整備、道路や公共施設のバリアフリー[※]化を進めることで､都市機能と景観が調和した快適で機能性の高い都市環境の整備に取り組みます。

3　土地利用転換の適正化及び有効利用の促進

農用地区域からの除外や農地転用を行う場合は、農業振興地域の整備に関する法律と農地法の趣旨を踏まえながら、地域が有するポテンシャルと農業生産の動向､農業上の土地利用との調整､周辺環境への影響を考慮し、規制、誘導を図ります。

森林の転換を行う場合は、森林法や自然公園法等の関係法令による規制、誘導による計画的転換を図ります。

市街化区域内や用途地域内の低未利用地については、都市における防災機能や緑地等に考慮しつつ､周辺の土地利用との調整を図りながら適正な土地利用を促進します。

また、住宅地域内に工業地が散在するなどの土地利用が混在している地区や、老朽家屋等が密集し、防災上の課題を抱える地区については、用途地域の見直しを含めた建物用途の誘導や、新たな工業用地の確保、市街地再開発事業等の推進により適正な土地利用を図ります。

4　土地利用に関する適正な運用

土地利用を図っていくにあたり、土地利用に関する法令の適正な運用と、土地の現状や動向、課題、計画達成状況の把握等の適切な管理運営に努めます。

土地利用現況図

土地利用構想図

[※] バリアフリー：高齢者・障害者等が社会生活をしていく上で障壁となるものを除去することで、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など全ての障壁を除去するという考え方。

参考資料

１．基本構想

２．策定の経過

土 地 利 用 現 況 図

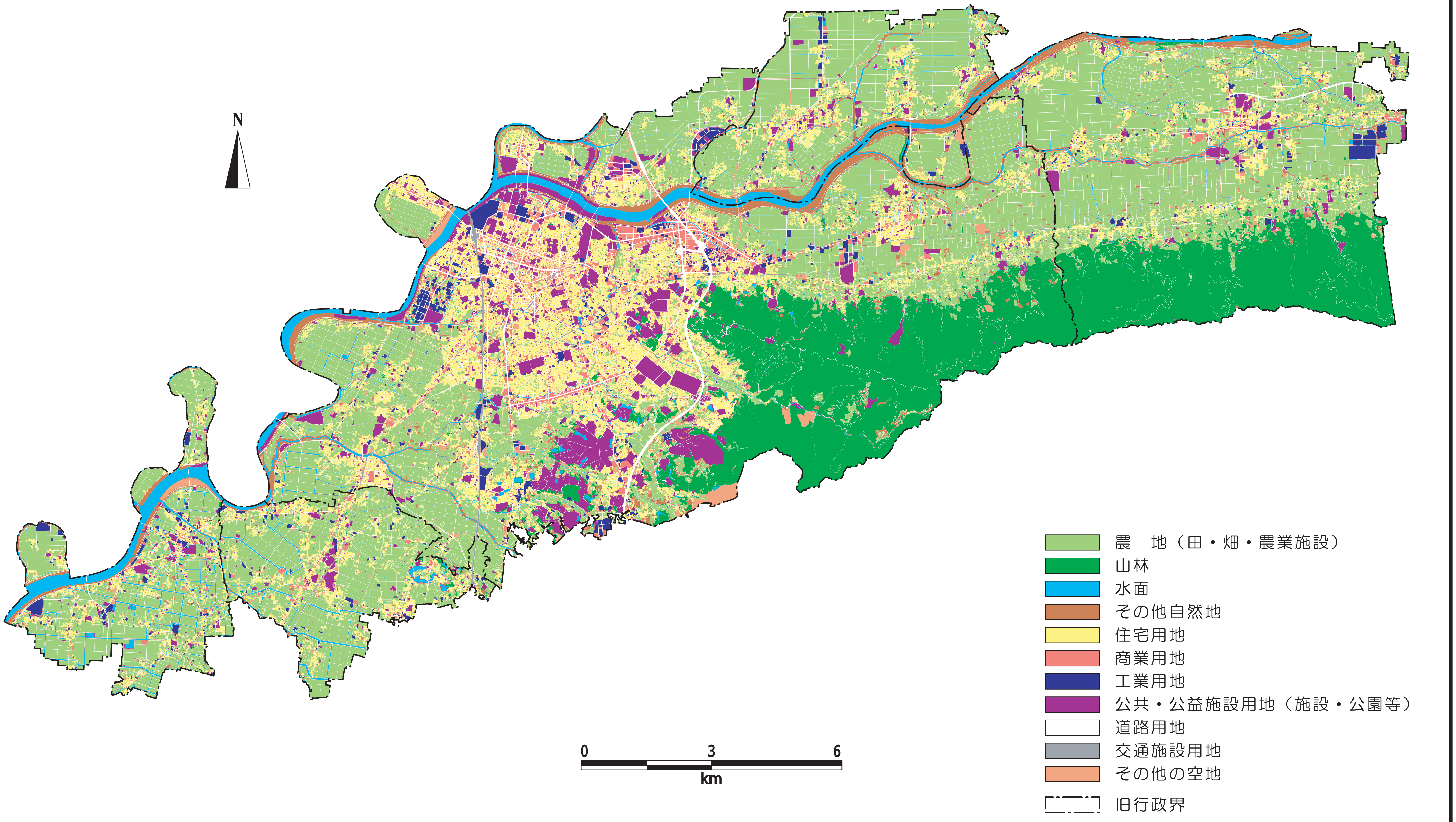

出典：平成29年度都市計画基礎調査

土地利用構想図

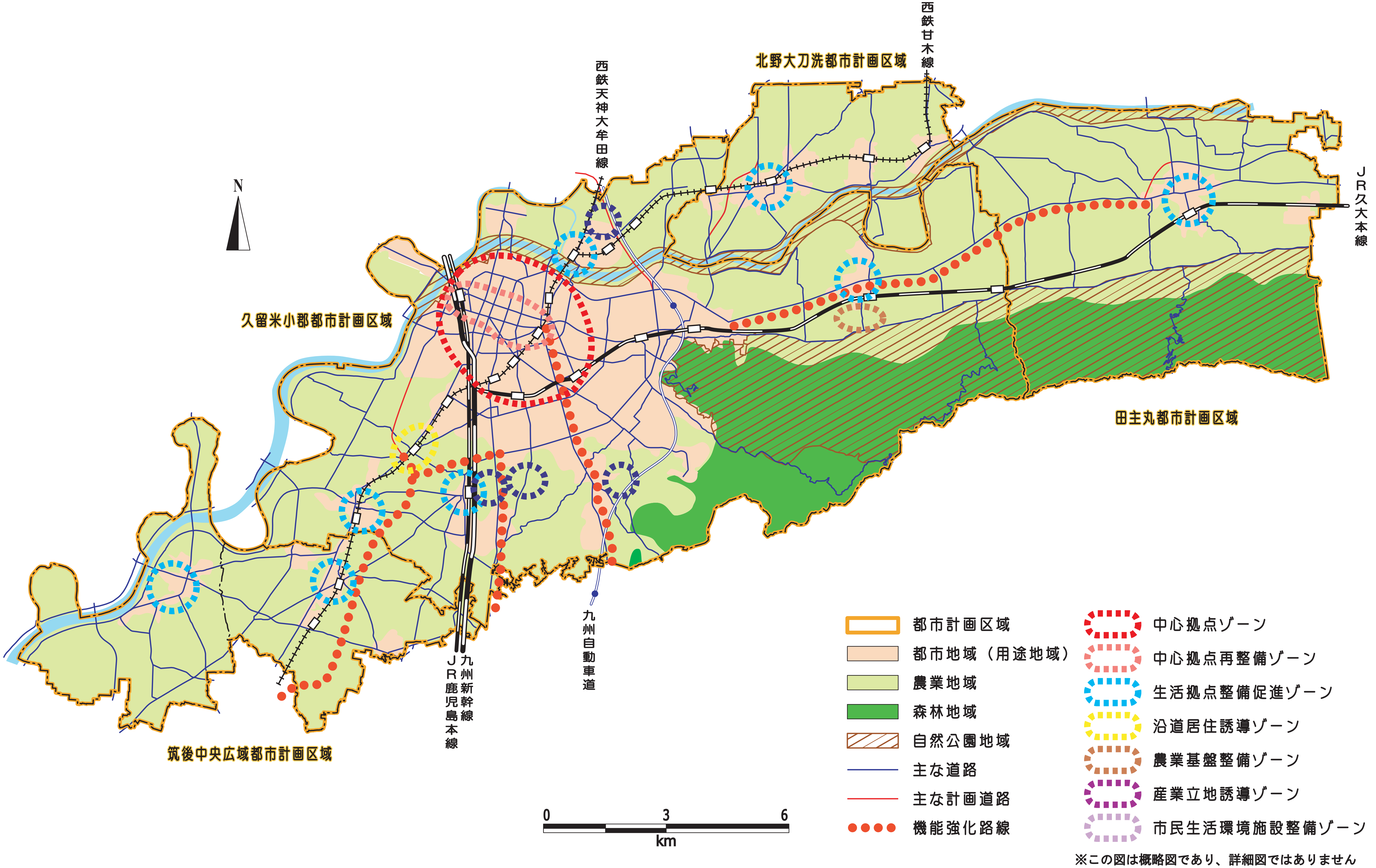

N
西鉄天神大牟田線
西鉄甘木線
北野大刀洗都市計画区域
JR久大本線
久留米小郡都市計画区域
田主丸都市計画区域
筑後中央広域都市計画区域
JR鹿児島本線
九州新幹線
九州自動車道
0
3
6
km
都市計画区域
都市地域（用途地域）
農業地域
森林地域
自然公園地域
主な道路
主な計画道路
機能強化路線
中心拠点ゾーン
中心拠点再整備ゾーン
生活拠点整備促進ゾーン
沿道居住誘導ゾーン
農業基盤整備ゾーン
産業立地誘導ゾーン
市民生活環境施設整備ゾーン
※この図は概略図であり、詳細図ではありません